

平成23年度
教育行政の点検及び評価

平成24年7月

鳥取県教育委員会

はじめに

すべての教育委員会は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」により、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検・評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表することが義務づけられています。

鳥取県教育委員会では、平成20年度に策定した「鳥取県教育振興基本計画」に基づき、「自立した 心豊かな 人づくり」を基本理念に、本県の教育の総合的な指針となる6本の「施策の方向性」のもと、平成25年度までの「目指すところ」や「数値目標」、「取組の方向」を掲げ、その推進に当たっては、県民の皆様との情報共有と連携・協働を大切にしながら、具体的な施策・事業を毎年アクションプランとしてまとめ、その推進に取り組んでいます。

平成23年度アクションプランに基づき実施した各施策・事業が着実に実施されているか、また、効果的に行われているかを自己評価するとともに、市町村教育委員会、学校、PTA、外部の有識者である教育審議会委員などから評価をいただきながら、このたび、平成23年度の点検・評価をとりまとめました。

新学習指導要領の全面实施など学校教育の転換や大きく変動する社会への対応など、教育施策の成果や課題、取組について説明責任を果たすことは、ますます重要となっています。こうした中、本県の将来を担う子どもたちのための教育振興施策を教育委員会と知事部局とが、連携協力して取り組んでいくために、本年3月に、県知事と県教育委員長との間で、「鳥取県の子どもたちの未来のための教育に関する協約」を締結しました。

知事と県教育委員会の連携の元、さらに県民や現場の声をしっかりと聞き、スピード感を持って教育改革を進めることとしています。

今後とも、鳥取県教育の充実に向け、得られた評価や意見を、施策・事業の改善に役立てながら着実に取り組んでいきたいと考えておりますので、県民の皆様のご理解とご参加をお願い申し上げます。

※参 照

◎地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第27条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第3項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

目次

I	教育委員会の活動状況	1
(1)	教育委員会の主な動向	1
(2)	教育委員会の活動に対する自己評価	2
II	平成23年度の取組についての点検及び評価	3
(1)	点検及び評価に当たって	3
(2)	「施策の方向性」別の評価	8
1	生涯にわたって自ら学び、社会全体で子どもたちを育む体制づくり	
	【施策目標】(1) 社会全体（学校・家庭・PTAやNPOなど各種団体・企業・地域社会・行政）で取り組む教育の推進	8
	(2) 教育の原点である家庭教育の充実	11
	(3) 活力ある地域社会をつくる生涯学習の環境整備と活動支援	13
2	「知」「徳」「体」のバランスの取れた学校教育の推進	
	【施策目標】(1) 学力向上の推進	18
	(2) 豊かな人間性、社会性の育成	23
	(3) 健やかな心身の育成	27
	(4) 社会の進展に対応できる教育の推進	31
	(5) 幼児教育の充実	35
	(6) 特別支援教育の充実	38
3	学校教育を支える教育環境の充実	
	【施策目標】(1) 児童・生徒減少期における学校の在り方	45
	(2) 教育現場の創意工夫を活かした特色ある学校運営の推進	47
	(3) 使命感と実践力を備えた教職員の養成・確保・配置	51
	(4) 安全・安心な教育環境の整備	53
	(5) 私立学校への支援の充実	57
4	文化・芸術の振興と文化財の保存・活用	
	【施策目標】(1) 文化・芸術活動の一層の振興	59
	(2) 文化財を大切にし、身近に感じ、親しむことができる地域づくり	61
5	スポーツの振興	
	【施策目標】(1) 心豊かで活動的な地域スポーツ社会の構築	63
6	鳥取県教育振興基本計画の推進に向けた体制づくり	
	【施策目標】(1) 県民との協働による開かれた教育行政の推進	66
	(2) 市町村、国、高等教育機関など関係機関との連携・協力の推進	68
	(参考) 数値目標一覧	70
III	条例、規則の制定・改廃	76
IV	附属機関の開催状況	77
V	参考資料	79
(1)	教育行政記録	79
(2)	教育委員会等の開催概要	83
(3)	刊行物一覧	85

I 教育委員会の活動状況

(1) 教育委員会の主な動向

① 教育委員、教育長の在任状況

(H24. 4. 1現在)

職名	氏名	年齢	職業	就任年月日	任期	保鑿
委員長	笠見 幸子	64		H21. 12. 21	H25. 12. 20	
委員長職務代行者	中島 諒人	46	演出家	H20. 10. 26	H24. 10. 25	◎
委員	岩田 慎介	54	会社役員	H20. 10. 15	H24. 10. 14	◎
委員	坂本 トヨ子	58	会社役員	H22. 12. 23	H26. 12. 22	
委員	若原 道昭	65	大学長	H23. 12. 27	H27. 12. 26	
教育長(委員)	横濱 純一	58		H22. 4. 1	H26. 3. 31	

(ア) 委員の異動

平成23年12月26日をもって山田修平委員が退任となり、同年12月27日に若原道昭氏が委員として任命された。

(イ) 委員長の異動

平成24年1月13日をもって笠見幸子委員長が任期満了となり、同年1月14日に再任された。

② 教育委員会の会議の開催回数 ※日時・提出議案等は参考資料参照。()は22実績

会議名	回数	備考
教育委員会	12 (12) 回	議案 46 (48) 件, 報告事項 153 (127) 件, 協議事項 5 (3) 件
委員協議会	14 (11) 回	協議題 45 (44) 件
委員研修会	7 (5) 回	研修題 10 (7) 件

③ 教育委員会の会議の公開状況

(ア) 傍聴者数：4人、傍聴者が1人以上だった会議回数：3回

(イ) 議事録の公開状況：ホームページにおいて、詳細な議事録を公開している。

④ その他

(ア) 教育委員による学校等訪問 8箇所

第1回 伯耆町立岸本小学校 (H23. 6. 30) …施設見学、教職員、学校支援ボランティア等との意見交換会

第2回 鳥取市立湖東中学校 (H23. 9. 13) …施設見学、授業参観、教職員等との意見交換会
鳥取緑風高等学校

第3回 倉吉市立西中学校 (H23. 9. 28) …施設見学、授業参観、教職員との意見交換会
米子市立後藤ヶ丘中学校

○エキスパート教員の公開授業視察 …米子東高等学校 (H23. 11. 11、H23. 11. 25)
湯梨浜町立東郷小学校 (H23. 11. 22)
鳥取市立醇風小学校 (H24. 1. 23)

(イ) 視 察 9箇所

H23. 6. 30 岸本小学校

H23. 9. 13 湖東中学校、鳥取緑風高等学校

H23. 8. 8、H23. 9. 6、H23. 10. 16、H23. 10. 17

鳥取西高等学校整備に係る視察(神奈川県、滋賀県、兵庫県、鳥取西高等学校)

H23. 9. 28 倉吉市立西中学校、後藤ヶ丘中学校

(ウ) 意見交換会 4回

H23. 8. 16 知事と教育委員の意見交換会

H24. 1. 18 中国五県教育委員会委員全員協議会

H24. 2. 9 スクールサポーターに関する公安委員会との意見交換会

H24. 3. 28 知事との意見交換会

(エ) ホームページを通じた教育委員リレーコラムを実施

・「母からのメッセージ「次世代の幸せのために」(坂本委員：H23. 6. 7)

・「健全なる精神は健全なる身体に宿る」(笠見委員長：H23. 8. 29)

・「心のコップ」(山田委員：H23. 8. 29)

・「スタンフォード白熱教室」(中島委員：H23. 9. 26)

・「議論することの大切さ」(岩田委員：H23. 11. 28)

・「工業デザイナー・秋岡好夫展覧会」(坂本委員：H23. 12. 27)

・「まず、健康!!」(笠見委員長：H24. 1. 26)

・「はじめまして」(若原委員：H24. 2. 29)

・「コラム」(中島委員：H24. 3. 29)

(2) 教育委員会の活動に対する自己評価

都道府県及び市町村等に置かれる合議制の執行機関である教育委員会として、制度創設の「意義」や「特性」を踏まえ、その長所を生かし、短所を補う活動を行うことができたかどうかを以下の基準に照らして自己評価を行いました。

- 1 【意義】 政治的中立性、継続性、安定性の確保
 【特性】 首長からの独立性、合議制（毎年1～2人の委員の任期到来）

評価の観点	評価	備 考
①教育行政に情熱と高い使命感をもって当たった。	◎	<ul style="list-style-type: none"> 鳥取県教育の充実発展を願い、委員会で議案、報告事項等の追認に終わることなく、資料の事前研修を行いながら質疑や討議を深め、納得の行く教育行政に努めた。 現場に向向いて意見交換を行うなど、課題解決に真摯に取り組んでいる。
②政治的中立性、首長からの独立性を保ち、教育行政を推進した。	◎	<ul style="list-style-type: none"> 政治的な圧力を受けたり、首長に束縛・支配を受けるようなことはなかった。 首長からの独立性を保ちながら対等な立場で、知事との教育振興協約を締結し、協約をてこに、各部局との連携を強化している。
③委員会運営は、公正な合議制で行った。	◎	<ul style="list-style-type: none"> 委員長として委員会の公正な運営、活性化に配慮した。 各委員が様々な視点から積極的に発言し、公正な判断ができるよう努めた。

- 2 【意義】 地域住民の意向の反映
 【特性】 住民による意思決定（レイマン・コントロール）

評価の観点	評価	備 考
①学校現場の様々な教育課題や実情を的確に把握し、課題解決に向けて努めた。	○	<ul style="list-style-type: none"> 積極的に学校訪問、授業参観や研修会、スクールミーティング等に参加して実情を把握すると共に要望等は委員で共有し課題解決に向けて努めた。 日々変化する学校現場の実情把握は努力しているつもりだが、まだ把握しきれていない部分があり、解決への貢献度はまだまだ不十分である。
②県民の意思、考え方を尊重し、教育委員として議論を尽くす中で、教育行政の責任を果たすべく努力した。	○	<ul style="list-style-type: none"> 県民の声を真摯に受け止めながら真剣に議論をしたが、県民がどんなことを本当に期待しているのか、様々な角度から更に追求していく必要がある。 鳥取の未来のために教育がどういう役割を果たすべきか、県内で広く議論を喚起することが必要だと感じる。 全県民の意思、考え方を尊重するのは限界があり、その中で意思、考え方の質、方向性を見極め、いかに有意義な教育議論が出来たか検証し、今後も責任を果たすべく努力したい。
③教育行政の実施に当たり、説明責任を果たした。	○	<ul style="list-style-type: none"> 会議の中、広報、懇談会等で教育施策について機会あるごとに説明し関係者の理解と協力を求めた。重要なことは繰り返し説明し、趣旨徹底を図ることが大切である。 教育委員会全体として責任を果たしている。

評価	「評価の観点」に対する評価基準
◎	「評価の観点」に示された取組を「十分に行うことができた。」
○	「評価の観点」に示された取組を「概ね行うことができた。」
△	「評価の観点」に示された取組を「十分に行うことができなかった。」
×	「評価の観点」に示された取組が「ほとんどできなかった。」

Ⅱ 平成23年度の取組についての点検及び評価

(1) 点検及び評価に当たって

鳥取県教育振興基本計画の6本の「施策の方向性」ごとに示された「目指すところ」や「施策目標」の推進に向けて、「平成23年度アクションプラン」を定め、取り組みました。

その取組状況を「H23成果と課題」及び「H24対応方針」としてまとめるとともに、各所属による自己評価と、教育関係者（市町村教育委員会や各学校、幼稚園・保育園、PTA）へのアンケート調査を行いました。そのアンケート結果等も踏まえ、以下に示す判断基準に基づき評価を行いました。

また、点検及び評価の客観性を確保するため、鳥取県教育審議会各委員の方々から様々な御意見や御助言をいただくとともに、これらを参考にしながら、今後の取組を進める上での対応方針を示しました。

- ①「自己評価」欄には各所属による自己評価を、「目指すところ」への到達状況と今までの取組により得られた成果を踏まえ、以下の判断基準に基づき「A～D」から選択した。

区分	各施策の「目指すところ」について
A	目的・目標を達成した。
B	ほぼ計画（予定）どおり推進している。
C	取組としてはやや遅れている（取組は進めたが、成果が出ていないものも含む）。
D	一層の（新たな）取組が必要。

- ②「関係者評価」欄には、中間評価の際に実施した「市町村教育委員会、学校、幼稚園・保育園、PTAアンケート」の実施結果を次の区分により記載するとともに、評価に対する対応等を記載した。

関係者評価	「大変効果があった」、「ある程度効果があった」という回答の割合（各団体ごとの回答結果の平均）	<アンケート評価項目>
a	75%以上	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大変効果があった ・ ある程度効果があった ・ あまり効果がなかった ・ 全く効果がなかった </div>
b	50%以上75%未満	
c	25%以上50%未満	
d	25%未満	

【概要】このアンケートは、平成23年度上半期の県教育委員会の取組の成果について関係機関・団体等から9月時点（10～11月実施）での評価を頂き、その結果を次の取組に繋げることを目的に実施したものです。

<回答状況>	市町村教育委員会	19 / 19 団体	小学校	130 / 139 校
回答 / 全体	中学校	47 / 60 校	高等学校	23 / 24 校
	特別支援学校	8 / 8 校	私立学校	8 / 9 校
	PTA役員	16 / 31 人	幼稚園・保育所	13 / 15 校

- ③「数値目標」欄には、数値目標の到達度を中心に、自己評価を行った。

区分	数値目標への到達度
「順調」	「数値目標」に到達できたもの
「概ね順調」	「数値目標」に確実に近づいているもの
「やや順調でない」	課題が少なからず有り、「数値目標」への到達がやや順調でない、又は、「数値目標」は到達したが、新たな課題が生じたもの
「順調でない」	課題が多く、取組に着手できなかったもの

④「自己評価結果」と「関係者評価結果」との相関関係

区 分		関係者評価結果				
		(「大変効果があった」、「ある程度効果があった」という回答の割合)				
		a 75%以上	b 50%以上	c 25%以上	d 25%未満	小 計
自己 評 価 結 果	A 目的・目標を達成	1	—	—	—	1 < 1.5% >
	B ほぼ計画どおり推進	31	24	6	—	61 < 89.7% >
	C 取組がやや遅れている	1	4	—	1	6 < 8.8% >
	D 一層の取組が必要	—	—	—	—	— < —% >
	小 計	33 < 48.5% >	28 < 41.2% >	6 < 8.8% >	1 < 1.5% >	68

⑤「施策の方向性」「目指すところ」別評価結果一覧

1 生涯にわたって自ら学び、社会全体で子どもたちを育む体制づくり

施策目標	【 目指すところ 】	H23実績			H22実績		
		自己評価	関係者評価	数値目標	自己評価	関係者評価	数値目標
(1) 社会全体(学校・家庭・PTAやNPOなど各種団体・企業・地域社会・行政)で取り組む教育の推進	①社会全体で子どもたちを育む教育力の向上	B	a	概ね順調	B	a	概ね順調
	②地域全体による学校支援	B	a	概ね順調	B	b	概ね順調
	③学びの主体者を育成	B	c	概ね順調	B	a	概ね順調
(2) 教育の原点である家庭教育の充実	①家庭の教育力の向上	B	b	概ね順調	B	b	概ね順調
	②社会全体による家庭教育の支援	B	c	概ね順調	B	b	概ね順調
(3) 活力ある地域社会をつくる生涯学習の環境整備と活動支援	①生涯を通じて学ぶことができる環境づくりの推進・今日的課題について生涯学習機会の提供	B	b	概ね順調	B	b	概ね順調
	②人権学習の推進	B	b	概ね順調	B	a	概ね順調
	③読書活動の推進による知の地域づくり	B	a	概ね順調	B	a	概ね順調
	④公民館等社会教育施設の機能の強化と利用促進	B	c	概ね順調	B	b	概ね順調
	⑤図書館機能の充実	B	a	概ね順調	B	a	概ね順調
	⑥博物館機能の充実	B	b	概ね順調	B	b	概ね順調
	⑦高等教育機関との連携促進	B	c	概ね順調	B	c	概ね順調

2 「知」「徳」「体」のバランスの取れた学校教育の推進

施策目標	【 目指すところ 】	H23実績			H22実績		
		自己評価	関係者評価	数値目標	自己評価	関係者評価	数値目標
(1) 学力向上の推進	①学校と家庭が協働した学力向上	B	b	概ね順調	B	a	概ね順調
	②自らの将来に夢や目標を持ち、主体的に学習する児童生徒の育成	B	b	概ね順調	B	a	概ね順調
	③基礎学力の確実な定着とさらなる伸長	B	a	概ね順調	B	a	概ね順調
	④教員の授業力向上	B	a	概ね順調	B	b	概ね順調
	⑤カリキュラム改善	B	b	概ね順調	B	a	概ね順調
	⑥児童生徒へ理科・科学やものづくりの楽しさや本質を伝える	B	b	概ね順調	B	c	概ね順調
(2) 豊かな人間性、社会性の育成	①道徳教育や人権教育の充実	B	b	概ね順調	B	a	概ね順調
	②読書活動の推進	A	a	概ね順調	A	a	概ね順調
	③体験活動・文化芸術活動の充実	B	a	概ね順調	B	a	概ね順調
	④不登校・いじめ問題等への取組	C	b	やや順調でない	B	a	概ね順調
(3) 健やかな心身の育成	①学校体育の充実	B	a	概ね順調	B	a	概ね順調
	②健康教育の充実	B	a		B	b	
	③性教育の充実	B	b	概ね順調	B	b	概ね順調
	④薬物乱用防止教育の充実	B	b	概ね順調	B	b	概ね順調
	⑤食育の推進	B	a	概ね順調	B	a	概ね順調
(4) 社会の進展に対応できる教育の推進	①情報社会を主体的に生きる人材の育成	B	b	概ね順調	B	b	概ね順調
	②環境教育の推進	B	b	概ね順調	B	b	概ね順調
	③鳥取県に愛着を持った人材の育成	B	b	概ね順調	B	c	概ね順調
	④主体的に行動する人材の育成	B	c	概ね順調	B	c	概ね順調
(5) 幼児教育の充実	①幼児教育の充実	B	a	概ね順調	B	b	概ね順調
	②子育て支援の充実	B	b	概ね順調	B	a	概ね順調
(6) 特別支援教育の充実	①自立と社会参加の促進を目指した教育環境の整備	B	a	概ね順調	B	a	概ね順調
	②特別支援学校のセンター的機能の推進	B	a	概ね順調	B	a	概ね順調
	③幼稚園・保育所、小学校、中学校、高等学校での指導・支援の推進	B	a	概ね順調	B	a	概ね順調
	④「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」を活用した指導の推進	B	a	概ね順調	B	a	概ね順調
	⑤発達障がいを含む障がいのある児童生徒等の一貫した指導体制の確立と関係機関との連携の充実	C	a	やや順調でない	C	b	やや順調でない
	⑥移行支援の充実	B	b	概ね順調	B	b	概ね順調

⑦教員の専門性の向上	B	a	やや順調でない	B	a	概ね順調
⑧保護者支援の充実	B	b	概ね順調	B	b	概ね順調
⑨特別支援教育の普及啓発	C	b	やや順調でない	B	a	概ね順調

3 学校教育を支える教育環境の充実

施策目標	【 目指すところ 】	H23実績			H22実績		
		自己評価	関係者評価	数値目標	自己評価	関係者評価	数値目標
(1) 児童・生徒減少期における学校の在り方	①公立小・中学校の在り方	B	a	/	B	a	/
	②今後の高等学校の在り方	C	b	/	B	c	/
(2) 教育現場の創意工夫を活かした特色ある学校運営の推進	①県民に信頼される学校づくり	B	b	概ね順調	B	a	概ね順調
	②学校組織運営体制の充実	B	b	概ね順調	B	b	概ね順調
	③教職員の過重負担・多忙感	C	d	/	C	d	/
	④教職員の精神性疾患	C	b	やや順調でない	C	c	やや順調でない
(3) 使命感と実践力を備えた教職員の養成・確保・配置	①教員の資質向上や指導力・授業力の向上	B	a	概ね順調	B	b	概ね順調
(4) 安全・安心な教育環境の整備	①公立学校の耐震化	B	a	概ね順調	B	a	概ね順調
	②学校内外の安全確保	B	a	概ね順調	B	b	概ね順調
	③安全・安心な学校給食	B	a	/	B	a	/
	④学校図書館の整備の推進と教材整備の推進	B	a	順調	B	a	概ね順調
	⑤修学資金の支援	B	a	/	B	a	/
	⑥校庭の芝生化	B	b	/	/	/	/
(5) 私立学校への支援の充実	①私立学校の振興	B	a	/	B	a	/
	②学校経営の健全性の向上・入学者確保	B	a	/	B	a	/
	③私立学校の耐震化	B	a	/	B	a	/

4 文化・芸術の振興と文化財の保存・活用

施策目標	【 目指すところ 】	H23実績			H22実績		
		自己評価	関係者評価	数値目標	自己評価	関係者評価	数値目標
(1) 文化・芸術活動の一層の振興	①文化・芸術振興による地域の「創造性」の向上	B	a	/	B	a	/
(2) 文化財を大切に、身近に感じ、親しむことのできる地域づくり	①文化財を大切に、身近に感じ、親しむことのできる地域づくり	B	b	概ね順調	B	b	概ね順調

5 スポーツの振興

施策目標	【 目指すところ 】	H23実績			H22実績		
		自己評価	関係者評価	数値目標	自己評価	関係者評価	数値目標
(1) 心豊かで活動的な地域スポーツ社会の構築	①少年期のスポーツ活動の適正化	B	b	/	C	c	/
	②生涯スポーツ社会の実現	B	b	概ね順調	B	b	概ね順調
	③トップアスリートの育成（競技力の向上）	B	c	やや順調でない	C	c	やや順調でない

6 鳥取県教育振興基本計画の推進に向けた体制づくり

施策目標	【 目指すところ 】	H23実績			H22実績		
		自己評価	関係者評価	数値目標	自己評価	関係者評価	数値目標
(1) 県民との協働による開かれた教育行政の推進	①県民とともに進める開かれた教育行政	B	a	/	B	a	/
	②教育問題等への迅速かつ的確な対応	B	a	/	B	a	/
	③鳥取県教育振興基本計画の確実な推進	B	a	やや順調でない	B	a	概ね順調
(2) 市町村、国、高等教育機関など関係機関との連携・協力の推進	①市町村との連携・協力体制の充実	B	a	概ね順調	B	a	概ね順調
	②高等教育機関との連携・協力の一層の推進	B	b	/	B	b	/

(2)「施策の方向性」別の評価

1 生涯にわたって自ら学び、社会全体で子どもたちを育む体制づくり
 (1) 社会全体(学校・家庭・PTAやNPOなど各種団体・企業・地域社会・行政)で取り組む教育の推進

- 目 指 す と ころ
- ①社会全体で子どもたちを育む教育力の向上
- 各社会教育関係団体と意見交換する場を設けるなど、引き続き社会教育団体の活性化を働きかける。
 - 家庭教育推進協力企業制度の認知度を高めるために多様な広報を展開するとともに、企業での取組内容充実への支援策としての県立施設使用料の減免など、協力企業のメリットを増やし、さらなる家庭教育推進協力企業数の増に努める。
 - 「おやじの会との連携による地域教育力向上事業」引き続き実施し、さらなる父親の家庭教育への支援参加の促進と、連携・協力体制の確立を図る。
 - 学校や地域だけでなく、企業などで開催される講演会や学習会への講師派遣を引き続き実施し、子どもたちがネット社会の中でトラブルに巻き込まれないために大人の見守りの大切さを啓発する。
- ②地域全体による学校支援
- 現在「学校支援地域本部事業」に取り組んでいる市町村の先進的な事例を他市町村にも広め、学校支援地域本部事業を含めた学校支援ボランティア事業がさらに進むように市町村へ働きかけを行う。
 - 学校支援ボランティアを配置し、学校と地域が協働しながら児童生徒へのきめ細やかな指導を行う市町村を支援する。
- ③学びの主体者を育成
- 市町村人権教育合同研究協議会の継続的、計画的な開催に向け働きかけていく。

【 目 指 す と ころ 】	H23実績			H22実績		
	自己評価	関係者評価	数値目標	自己評価	関係者評価	数値目標
①社会全体で子どもたちを育む教育力の向上	B	a	概ね順調	B	a	概ね順調
<ul style="list-style-type: none"> 各種事業とも順調に実施中である。特に、家庭教育推進協力企業数も順調に増えており、家庭教育を支援する社会づくりは進んでいる。 青少年健全育成条例を予定どおり一部改正したが、効果の検証が未実施である。 						
②地域全体による学校支援	B	a	概ね順調	B	b	概ね順調
<ul style="list-style-type: none"> 「地域で育む学校支援ボランティア事業」を6月補正により実施した。現在、県下市町村に広まりつつある。 学校支援地域本部事業を実施しているのは6市町であるが、単県事業も始まり、鳥取県全体で学校支援ボランティアの取組を進めようという機運が高まっている。 各学校では、地元産業界や大学等と連携した教育活動を行っている。 学校支援に取り組む市町村が7市町に広がった。残り2町村にも理解を得るよう取り組む。 						
③学びの主体者を育成	B	c	概ね順調	B	a	概ね順調
<ul style="list-style-type: none"> 18市町において小地域懇談会(集落単位)が開催され、人権学習が行われている。事業見直しにより、H23年度から市町村人権教育行政担当者等を対象とした人権教育企画者の養成講座を廃止したが、公益社団法人鳥取県人権文化センター等と連携を図りながら、市町村の人権教育を支援したい。 小地区懇談会を実施できなかった市町村があった。県からの学習プログラムの提供がなくなったので、担当者会でプログラムを作成したり情報交換をしたりしながら効果的な啓発事業の推進に取り組む。 						

H23成果と課題
<p>①社会全体で子どもたちを育む教育力の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 個別企業訪問などの取組によって、協定締結企業数が一層増加し、12月には政策目標(500社)を達成し、3月末には533社となった。 引き続き、企業の子育て、家庭教育支援の充実を図る。 青少年が使う携帯電話へのフィルタリングサービスの利用率の向上を図るため、鳥取県青少年健全育成条例の一部を改正(H23.7.1施行)し、フィルタリングサービスを解除する際には保護者の書面提出を義務付け、携帯電話イ

インターネット接続事業者には携帯電話の危険性などについて一定の説明を義務付けた。
改正した条例の効果を検証することが必要である。

②地域全体による学校支援

- ・「地域で育む学校支援ボランティア事業」については、家庭・地域教育課と連携をとりながら事業を実施している。6月補正予算となったため、年度中途からの事業開始が困難な市町村教育委員会もあったため、調整・準備が完了したところから順次事業を開始した。
- ・地域全体による学校支援についても、学校支援地域本部事業に加え、今年度小中学校課と連携して行っている「地域で育む学校支援ボランティア事業」により、市町村及び学校の関心が高まっており、広がりを見せている。
- ・また、読書ボランティアやボランティアのリーダー的存在である子ども読書アドバイザーによる子どもの読書支援、保護者啓発も活発になっている。

③学びの主体者を育成

- ・市町村人権教育合同研究協議会を7町村で実施した。(H22年度9町村)
また、H23年度、新規に合同研究協議会を開催した町が1町あり、小地域懇談会の効果的な開催方法や、人権教育の推進に向けて意見交換を行った。
- ・小地域懇談会の参加者の減少及び固定化といった地域の課題に対し、「参加型」学習プログラムの提供などの支援が引き続き必要である。

H24 対応方針

①社会全体で子どもたちを育む教育力の向上

- ・家庭教育推進協力企業制度をさらに周知し、今年度末には協力企業数を550社程度に拡大すると同時に、各企業の活動のより一層の充実を図ることを通じて、保護者である従業員の方々が、子どもに接したり、学校や園での行事への参加できる環境を整備を促進する。
- ・保護者会や地域での集まりにおいて、家庭教育について、学びあえる仲間づくりを進める参加体験型学習プログラム「とっとり子育て親育ちプログラム」の普及を図り、地域で支える家庭教育を推進する。
- ・条例改正の施行後1年経過を目処に、フィルタリング利用率を調査する予定である。

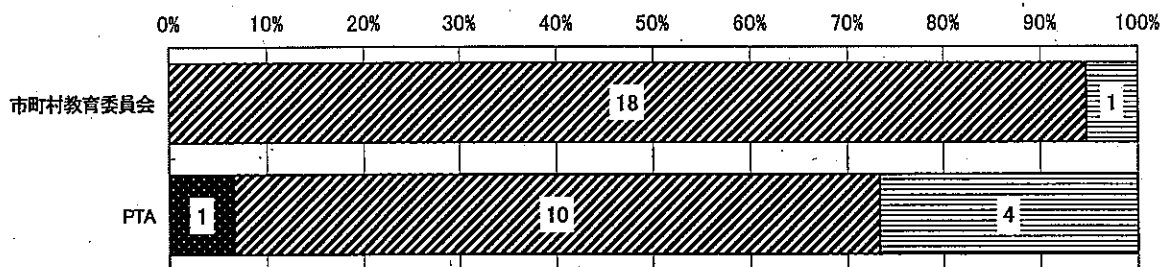
②地域全体による学校支援

- ・H24年度当初には、全市町村教育委員会で本事業に取り組んでもらえるよう、H23年度中に未実施の市町村教育委員会に対して連絡・調整、依頼等を行う。
- ・社会全体で子どもたちを育む支援者（学校支援ボランティア、コーディネーター、読書ボランティア、家庭教育支援者、とっとり子育て親育ちプログラムファシリテーター、ケータイ・インターネット教育啓発推進員等）の資質向上を図るための研修を充実する。
- ・また、これらの支援者らを育成し、地域や学校でのコーディネートを行う市町村生涯学習・社会教育関係職員、学校教職員の資質をさらに向上させるための研修を充実する。

③学びの主体者を育成

- ・市町村生涯学習・社会教育及び人権教育合同研究協議会の継続的、計画的な開催に向け働きかけていく。

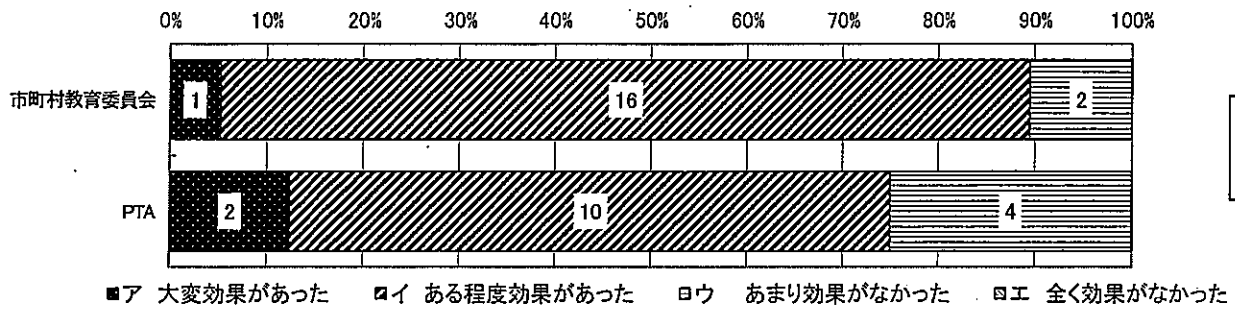
1(1)① 社会全体で子どもたちを育む教育力の向上



■ア 大変効果があった ■イ ある程度効果があった □ウ あまり効果がなかった □エ 全く効果がなかった

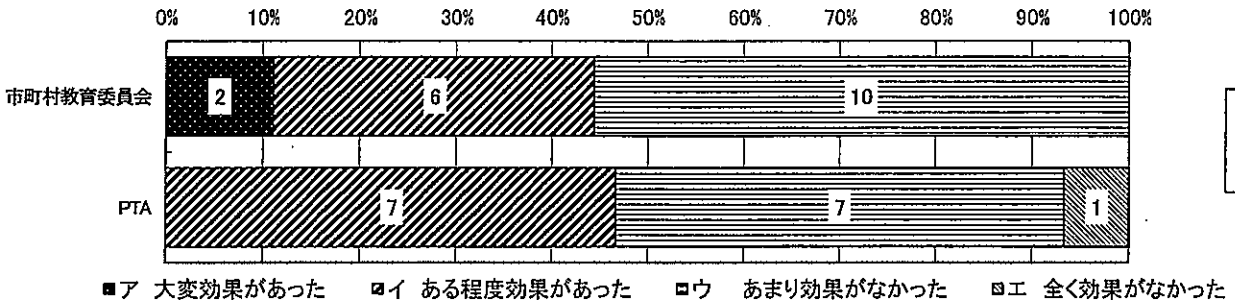
a

1(1)② 地域全体による学校支援



a

1(1)③ 学びの主体者を育成



c

【数値目標 (平成25年度)】	20 (実績)	21 (実績)	22 (実績)	23 (実績)	24 (目標)	25 (最終目標)
▽心とからだいきいきキャンペーンの保護者認知(実施)率【再掲1-(2)】	41.3% (小中高特)	71.2% (幼保のみ)	68.6% (幼保のみ)	64.3% (幼保のみ)	↓ 就学前・小学校を重点実施	100%
▽自治会単位の「人権学習会(小地域懇談会)」実施市町村	18市町村	19市町村	19市町村	18市町村	→	全市町村 (19市町村)
▽「鳥取県家庭教育推進協力企業」認定企業数【再掲1-(2)】	184社 36.8%	253社 50.6%	416社 83.2%	533社 106.6%	↑	500社
▽学校支援ボランティア事業実施市町村 ※ () は学校支援地域本部設置数	2市町村 (2箇所)	5市町村 (5箇所)	7市町村 (7箇所)	12市町村 (6箇所)	↗	15市町村 16市町村
▽放課後子ども教室設置市町村数	9市町村	10市町村	11市町村	11市町村	→	14市町村

1 生涯にわたって自ら学び、社会全体で子どもたちを育む体制づくり

(2) 教育の原点である家庭教育の充実

- 目 指 す と ころ**
- ①家庭の教育力の向上
- ・「子育て親育ち」を学校・家庭・地域のみならず支えあう機運を醸成するため、学校、園や地域で、家庭教育について互いに学びあう「子育て親育ち」プログラムを作成・普及し、保護者同士の仲間づくりを進める。
 - ・「基本的生活習慣の定着等による学力向上促進事業」をH22年度に新規実施したPTAには引き続き実施していただくよう働きかけるとともに、これまでの成果をホームページなどで紹介し、他PTAにも基本的生活習慣の定着を目指した取組の普及啓発に努める。
 - ・「心とからだいきいきキャンペーン」と「勉強がんばろうキャンペーン」の一環として、新たに「学習シール」を作成し、園や学校、家庭で活用することで、生活習慣や学習習慣の意識醸成につなげる。
- ②社会全体による家庭教育の支援
- ・家庭教育推進協力企業制度の認知度を高めるために多様な広報を展開するとともに、企業での取組内容の充実への支援策として、県立施設使用料の減免など、協力企業のメリットを増やし、さらなる家庭教育推進協力企業数の増に努める。【再掲1(1)】
 - ・H23年度は、地域での子育て支援に、高齢者の方に参画していただき、地域の教育力を向上させるため、県内3地域で子育てに関する講座を実施する。

【 目指すところ 】	H23実績			H22実績		
	自己評価	関係者評価	数値目標	自己評価	関係者評価	数値目標
①家庭の教育力の向上	B	b	概ね順調	B	b	概ね順調
<ul style="list-style-type: none"> ・基本的生活習慣の定着を図るため、「心とからだいきいきキャンペーン」の新たなキャッチフレーズとロゴマークを募集し、決定・周知した。 ・「子育て親育ちプログラム」は、作成・検証し、高評価を得ており、養成したファシリテータを今後派遣していく。 ・「子育て親育ちプログラム」の普及啓発までにはいかなかった。あらゆる機会を活用して周知に努め啓発を図ると共にプログラム拡充にも努める。 						
②社会全体による家庭教育の支援	B	c	概ね順調	B	b	概ね順調
<ul style="list-style-type: none"> ・子どもへの影響が大きい就学前後の保護者を中心に家庭教育啓発が必要である。 ・計画どおりに事業を実施している。 						

H23 成果と課題

- ①家庭の教育力の向上
- ・「心とからだいきいきキャンペーン」の浸透や基本的生活習慣の定着を図るため、「とっとり夢ひろば」、「とっとり教育メルマガ」などの各種広告媒体を利用し、普及啓発に努めた。
 - ・子どもたちにこの運動をより身近に感じ、取り組んでもらうようキャンペーンの新たなキャッチフレーズとロゴマークを募集し、決定・周知した。
 - ・小学校入学前後に焦点を当てた「とっとり子育て親育ちプログラム」を7テーマで20本作成し、検証で高評価を得ている。今後、県内で36名のファシリテータを養成し、地域や園・学校等で開催される保護者の集まり等にプログラムを活用していただくことにより、親の学びや仲間づくりを支援する。
- ②社会全体による家庭教育の支援
- ・「子育て親育ち」応援メッセージを「家庭の日」の前後に集中的に複数のメディアで広報し、社会全体で家庭教育を支援する機運を高める。
 - ・青少年育成鳥取県民会議と連携し、「大人が変われば子どもも変わる運動」等を積極的に展開し、意識啓発を図る。

H24 対応方針

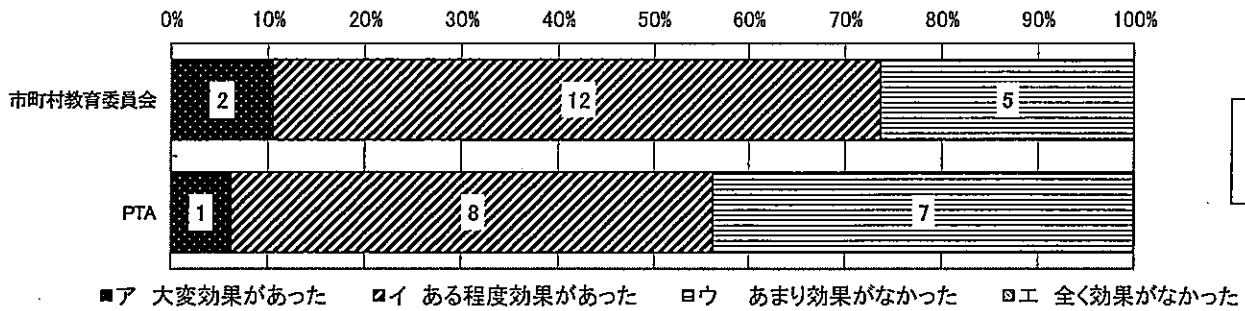
- ①家庭の教育力の向上
- ・子どもの生活習慣と学力、体力には相関関係が見られることから、新たなキャッチフレーズとロゴマーク及びこ

の取組を表す漫画を活用しながら、引き続き「心とからだいきいきキャンペーン」の普及・啓発に取り組んでいく。
 ・家庭の教育力向上を強力に推進する施策として、夢ひろばや各種啓発広報の手法を活用して、保護者を中心として教育啓発を図るとともに、地域や園・学校での各種集まりに「とっとり子育て親育ちプログラム」のファシリテータを派遣し、保護者同士の仲間づくりや家庭教育の振り返りの機会を提供する。

②社会全体による家庭教育の支援

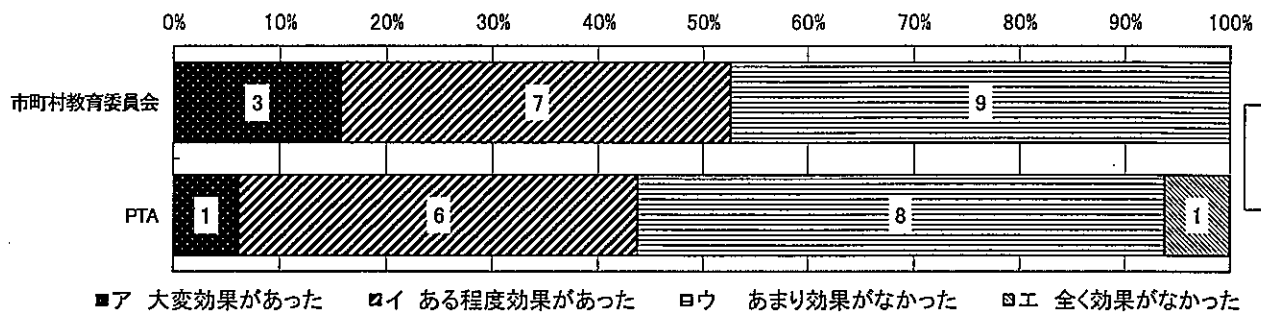
- ・子育てへの不安や孤立化傾向など、様々な状況にある子育て中の親を支援するために、家庭教育の重要性や親子の関係づくりの大切さについて広く教育啓発するとともに、家庭教育や子育ての分野において専門的知識や経験を有し、親としての役割や子どもとの接し方のポイントをわかりやすく講義・助言ができる方を県教育委員会各課からの推薦により「家庭教育アドバイザー」として委嘱し、派遣する。
- ・青少年育成鳥取県民会議と連携し、「大人が変われば子どもも変わる運動」等を引き続き推進していく。

1(2)① 家庭の教育力の向上



b

1(2)② 社会全体による家庭教育の支援



c

【数値目標（平成25年度）】	20 (実績)	21 (実績)	22 (実績)	23 (実績)		24 (目標)	25 (最終目標)
▽心とからだいきいきキャンペーンの保護者認知(実施)率【再掲1-(1)】	41.3% (小中高特)	71.2% (幼保のみ)	68.6% (幼保のみ)	64.3% (幼保のみ)	↓	就学前・小学校を重点実施	100%
▽「鳥取県家庭教育推進協力企業」認定企業数【再掲1-(1)】	184社 36.8%	253社 50.6%	416社 83.2%	533社 106.6%	↑	→	500社
▽朝食喫食率【再掲2-(3)】					↗	→	
小学5年	90.3%	91.2%	90.7%	99.5%	↗	→	100%
中学2年	89.6%	89.5%	86.7%	99.2%	↗	→	100%
高校2年	79.8%	84.6%	81.2%	96.5%	↗	→	100%
▽学校以外で平日60分以上学習(宿題や予習復習)している児童生徒の割合【再掲2-(1)】						→	
小学6年	52.6%	56.3%	57.5%	×		→	60%
中学3年	64.0%	61.8%	65.6%	×		→	70%

※「×」はH23全国学力・学習状況調査が実施されなかったため、データなし。

1 生涯にわたって自ら学び、社会全体で子どもたちを育む体制づくり

(3) 活力ある地域社会をつくる生涯学習の環境整備と活動支援

目 指 す と こ ろ	①生涯を通じて学ぶことができる環境づくりの推進・今日的課題について生涯学習機会の提供
	・とっとり県民カレッジ主催講座は、H23年度から民間に一部委託して実施する予定であるが、民間の発想を導入することでさらに魅力ある講座とし、受講者数の増を図る。
	②人権学習の推進
	・総務部人権局及び公益社団法人鳥取県人権文化センターと連携を図りながら、市町村の人権教育を支援する。
	③読書活動の推進による知の地域づくり
	・子どもの読書を支援する方々のスキルアップ研修を行う指導者を養成し、読書に関するボランティアを増やしていくとともに、選書等子どもたちが本を好きになる技術の普及に努める。 ・読書離れが目立つ中学生等において、本の一場面を演じる創作体験支援事業を実施し、生徒の読書への関心を高める。
	④公民館等社会教育施設の機能の強化と利用促進
・公民館振興については、引き続き「人づくり・地域づくり」を推進する特色ある公民館事業への助成を行い、モデル事例として他の公民館へ広報することにより、公民館の活性化を図る。 ・船上山少年自然の家・大山青年の家では、応募者の少ない主催事業の問題点を検討するとともに、活動内容の充実に取り組むことにより、さらなる利用者数の増に努める。	
⑤図書館機能の充実	
・様々な関係機関と連携し、既存のサービスに満足することなく、県民・地域の新たな課題に対応するための情報提供のテーマを見つけ取り組むこと。	
⑥博物館機能の充実	
・常に新しい課題にチャレンジし、「楽しめ」「ためになり」「頼りになる」博物館として地域に浸透していく取組を行う。	
⑦高等教育機関との連携促進	
・高等教育機関側との役割分担の明確化、産学官連携における図書館の役割の啓発強化を図りつつ、引き続き講座やセミナー等の開催の支援及び共同展示を行う。	

【 目指すところ 】	H23実績			H22実績		
	自己評価	関係者評価	数値目標	自己評価	関係者評価	数値目標
①生涯を通じて学ぶことができる環境づくりの推進・今日的課題について生涯学習機会の提供	B	b	概ね順調	B	b	概ね順調
・とっとり県民カレッジ主催講座の受講者数が昨年比で2割程度増加した。						
②人権学習の推進	B	b	概ね順調	B	a	概ね順調
・市町村人権教育合同研究協議会を7町村で開催し、市町村の課題解決に向けた協議を実施した。						
③読書活動の推進による知の地域づくり	B	a	/	B	a	/
・子ども読書支援者養成事業は順調に実施中である。今年度養成した子ども読書アドバイザーが読書ボランティアや保護者の研修会に出向き、地域での読書活動支援の輪が広がっている。						
④公民館等社会教育施設の機能の強化と利用促進	B	c	概ね順調	B	b	概ね順調
・各市町村と連携した、継続的な公民館職員の資質向上のための研修が必要である。						
⑤図書館機能の充実	B	a	概ね順調	B	a	概ね順調
・県民の情報拠点、生涯学習拠点、知的ネットワークの核として県民に役立つ図書館づくりを目指し事業を実施して						

いる。

⑥博物館機能の充実	B	b	概ね順調	B	b	概ね順調
・東日本大震災の影響により、中止になった企画展もあったが、企画展・常設展・普及事業とも前年度を上回る来館（場）者があった。						
⑦高等教育機関との連携促進	B	c	概ね順調	B	c	概ね順調
・高等教育機関と公共図書館の所蔵資料の相互利用環境が整備できている。また、大学による講座、セミナーを図書館とのタイアップ事業として実施している。						

H 2 3 成果と課題

いつでもどこでも学べる環境づくり

- ①生涯を通じて学ぶことができる環境づくりの推進・今日的課題について生涯学習機会の提供
・とっとり県民カレッジ主催講座の受講者は昨年比2割増加している。
- ②人権学習の推進
・市町村人権教育合同研究協議会を7町村で開催し、小地域懇談会の活性化や人権教育実施計画の策定など、市町村の社会教育における人権教育推進上の諸問題の解決に向けた協議を行い、参考となる情報の提供や助言ができた。
・市町村合同研究協議会の開催について、市町村に対して計画的な開催を呼びかけ、県と市町村との連携を密にし、課題を共有しながら社会教育における人権教育を推進していく必要がある。
- ③読書活動の推進による知の地域づくり
・子どもの読書活動推進については、読書ボランティアとの連携も順調であり、「子ども読書アドバイザー」派遣も予想以上の応募が集まった。
- ④公民館等社会教育施設の機能の強化と利用促進
・公民館振興では、市町村・公民館によって体制や取組内容に差があるので、継続して、公民館職員の資質向上を図る研修の実施や活性化を促す取組が必要である。
- ⑤図書館機能の充実
・県民自らの課題解決支援や県内図書館の機能向上により、「くらしに役立つ図書館」を普及することができた。
・関病記文庫開設5周年を記念し7月にリニューアルオープンし、医学情報と関病記を一体的に利用できるコーナーを設置し、利用者から好評である。
・東北大震災後、震災、防災関係の情報や被災地の地元新聞を速やかに提供した。
・県民・地域の様々な課題に対応するため、県立図書館の情報提供機能を一層向上させること、県民向けの図書館活用法の広報を強化する必要がある。
- ⑥博物館機能の充実
・東日本大震災の影響により、中止になった企画展もあったが、趣向を凝らした内容により、企画展の入館者総数は目標数を上回る盛況で、アンケートによる満足度も極めて高かった。
 - ・没後50年 森岡柳蔵 一大正の抒情 パリの夢 : 入館者3,966人(目標3千人)
 - ・OCEAN! 一海はモンスターでいっぱい : 入館者16,482人(目標8千人)
 - ・大久保英治 あるくことからはじまる : 入館者1,751人(目標2800人)
 - ・鳥取鉄道物語ー山陰線開通100年: 入館者6,738人(目標6千人)
・山陰海岸学習館の入館者は、昨年のリニューアルオープン及び世界ジオパーク認定効果で伸びており、今年度入館者も昨年度と同様に概ね順調に推移するとともに、今年度からの解説担当非常勤配置によるソフト面等の充実を図った。
　　<山陰海岸学習館入館者数>
　　H20年度: 10,201人、 H21年度: 10,237人、 H22年度: 39,084人、 H23年度: 34,012人
- ・地域に開かれた博物館とするためには、どの年代の方々にも楽しめる企画を行い、リピーターの確保とともに、来館者の裾野を広げる一層の工夫を行う必要がある。
- ⑦高等教育機関との連携促進
・大学とのタイアップによる講座、セミナー等が順調に実施できた。
　　鳥取大学サイエンスアカデミー(18回)
　　鳥取環境大学公開講座(8回)
・鳥取大学地域貢献支援事業の連携・協力ができた。
　　講演会の開催及び共同展示を実施した。

H24 対応方針

いつでもどこでも学べる環境づくり

①生涯を通じて学ぶことができる環境づくりの推進・今日的課題について生涯学習機会の提供

- ・とっとり県民カレッジ主催講座については、鳥取県を発信する魅力ある講座とし、多くの方に受講していただくようにする。

②人権学習の推進

- ・今後とも、総務部人権局及び公益社団法人鳥取県人権文化センターと連携を密にしながら、市町村の人権教育を支援する。
- ・市町村の抱える諸問題の解決に向け、鳥取県人権教育アドバイザー（9名）の研修を充実し活用を図る。

③読書活動の推進による知の地域づくり

- ・子どもの読書活動推進については、読書ボランティアの活力をより有効に活用する形で事業展開を図る。

④公民館等社会教育施設の機能の強化

- ・公民館振興については、鳥取県社会教育協議会の研修事業を充実して職員の資質向上を図る。

⑤図書館機能の充実

- ・様々な関係機関と連携し、既存のサービスに満足することなく、県民・地域の新たな課題に対応するための情報提供のテーマを見つけ取り組む。

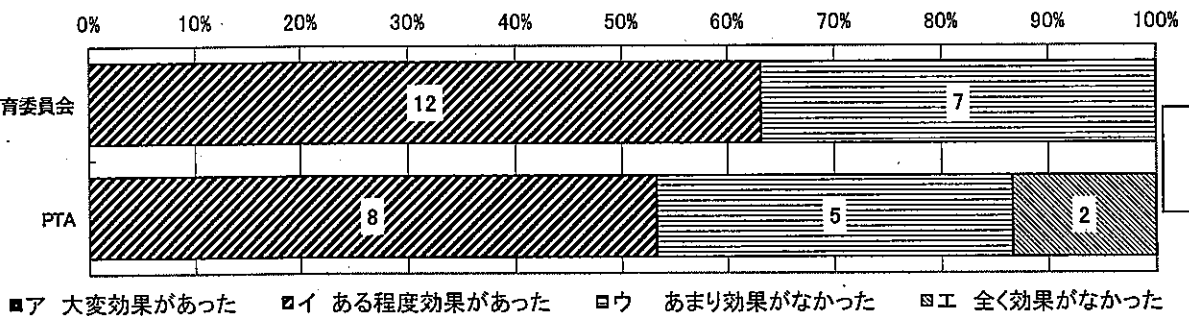
⑥博物館機能の充実

- ・H24年度は開館40周年であることから、企画展を一層充実させるとともに、より地域へアピールする取組を推進する。
 - ・企画展「開館40周年 大きのこ展」の開催
 - ・図書館と連携した「まんが王国とっとり」建国YEAR記念事業の実施
 - ・山陰海岸学習館への3D立体映像の導入

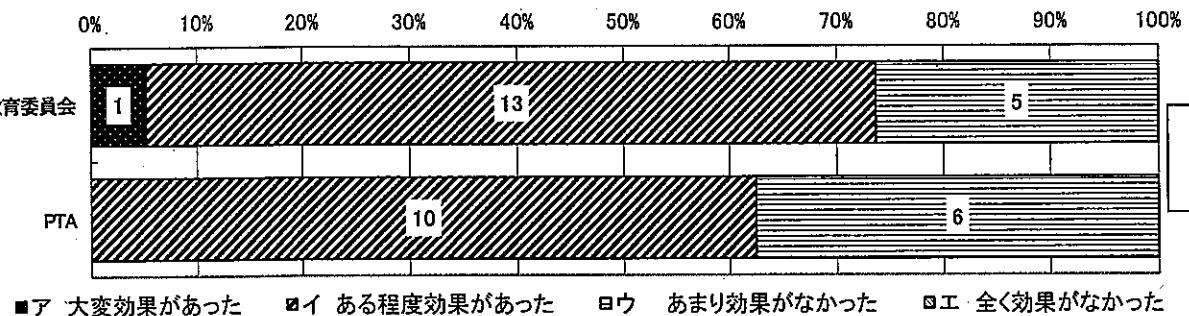
⑦高等教育機関との連携促進

- ・高等教育機関側との役割分担の明確化、産学官連携における図書館の役割の啓発強化を図りつつ、引き続き講座やセミナー等との支援及び共同展示を行う。
- ・連携事業等を市町村へ案内するなどして、効果的な広報活動を行う。
- ・高等教育機関の持つ機能や人材、ノウハウを十分に活用できるよう、引き続き鳥取大学との意見交換を行うとともに、新たに鳥取環境大学と包括協定を締結する。

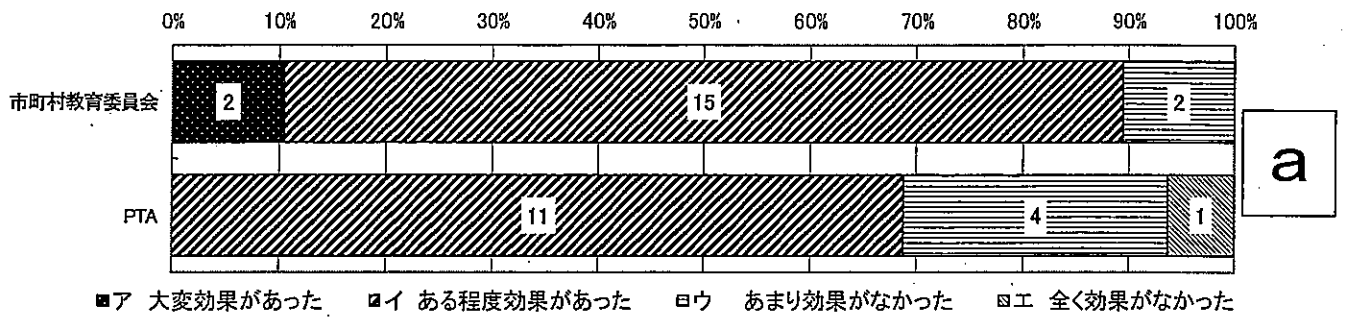
1(3)① 生涯を通じて学ぶことができる環境づくりの推進・今日的課題について生涯学習機会の提供



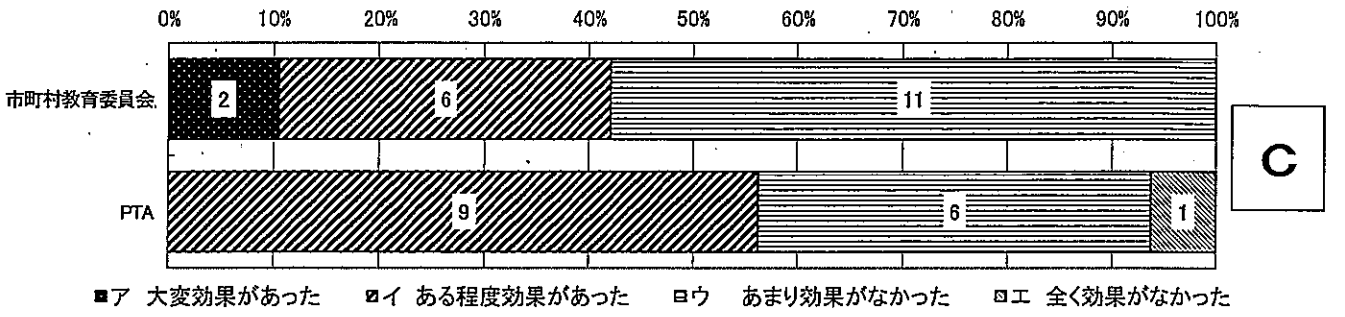
1(3)② 人権学習の推進



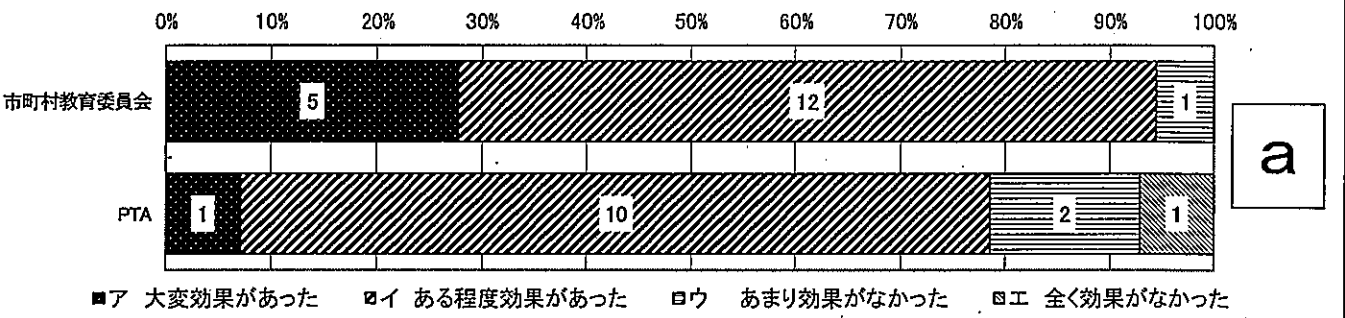
1(3)③ 読書活動の推進による知の地域づくり



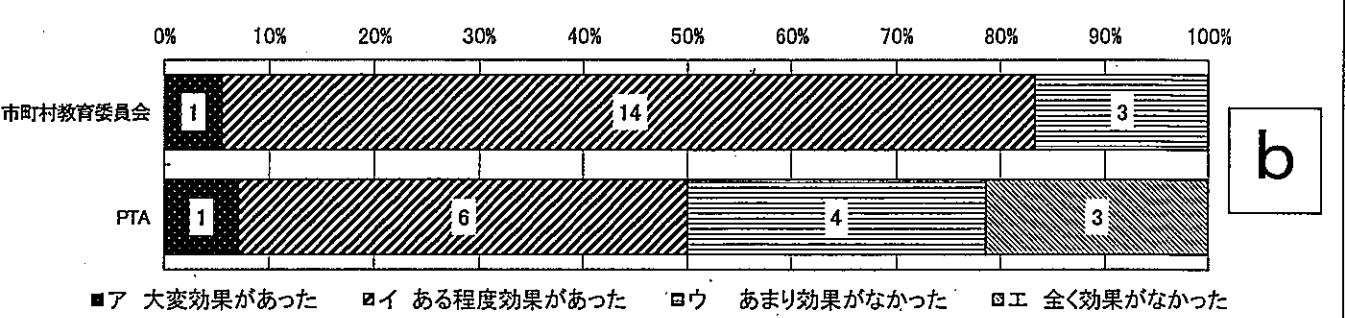
1(3)④ 公民館等社会教育施設の機能の強化と利用促進



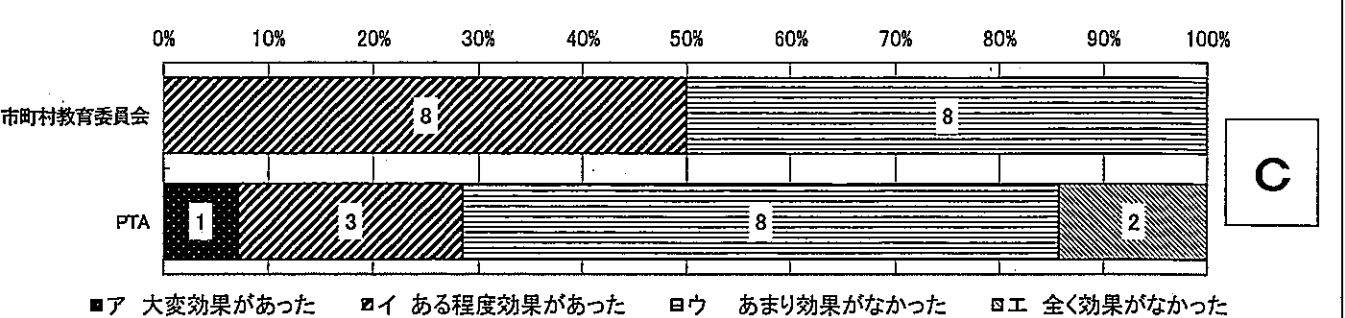
1(3)⑤ 図書館機能の充実



1(3)⑥ 博物館機能の充実



1(3)⑦ 高等教育機関との連携促進



【数値目標（平成25年度）】	20 (実績)	21 (実績)	22 (実績)	23 (実績)		24 (目標)	25 (最終目標)
▽とっとりマスター認定者数	1人	4人	6人	9人	↗	→	10人
▽県立博物館の入館者数 (6.1万人:H19)	8.3万人	6.7万人	9.4万人	9.9万人	↑	→	継続
▽公立図書館の個人貸出冊数 (人口一人当たり) (4.65冊:H19)	4.8冊 (28位)	5.0冊 (28位)	5.1冊 (26位)	5.2冊	↑	5.2冊	5.2冊 (全国15位以内)

2 「知」「徳」「体」のバランスの取れた学校教育の推進

(1) 学力向上の推進

目 指 す と こ ろ	<p>①学校と家庭が協働した学力向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「基本的生活習慣の定着等による学力向上促進事業」の継続実施を働きかけるとともに、これまでの成果を広く紹介し、他のPTAにも基本的生活習慣の定着を目指した取組の普及啓発に努める。【再掲1(2)】 ・「おやじの会との連携による地域教育力向上事業」を継続実施し、さらなる父親の家庭教育への支援参加の促進と、連携・協力体制の確立を図る。【再掲1(1)】
	<p>②自らの将来に夢や目標を持ち、主体的に学習する児童生徒の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文部科学省が作成し、H22年度に全国の各小学校に配布された「小学校キャリア教育の手引き」及び、H23年度当初に配布が予定されている「中学校キャリア教育の手引き」等を活用しながら、小中一貫したキャリア教育の推進を目指す。
	<p>③基礎学力の確実な定着とさらなる伸長</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「生きる力」を育む教育活動が各学校で展開されるよう、知識や技能が確実に身につく授業や思考力・判断力・表現力を育てる授業づくりのための研修会を実施する。 ・学力向上の推進のため、校種の枠を超えた一貫性のあるスクラム事業を展開する。その成果については、フォーラムを実施し、普及を進める。 ・H23年度「とっとり学力向上支援プロジェクト」の全市町村での活用と独自の取組の継続を図り、また、特別枠を設けることで、より一層各市町村の実態・課題に応じた意欲的で効果的な特色ある取組を支援する。さらに、「とっとり学力向上支援プロジェクト」の成果と課題及びその解決策を検討し、次年度予算（施策）に反映させる。 ・東日本大震災の影響により、H23年度の全国学力・学習状況調査は中止となったが、問題冊子等は希望配布されることから、各市町村教育委員会及び学校における積極的な希望利用を促すとともに、検証改善サイクルを支援するため、「全国・学力学習状況調査活用支援（補助金）事業」について継続する。 ・本県の学力の課題を客観的なデータをもとに分析し、高校生の学力向上を図るシステムを検討する。 ・「とっとり学力向上支援プロジェクト」の成果と課題及びその解決策を検討し、次年度予算（施策）に反映させる。
	<p>④教員の授業力向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エキスパート教員は認定期間が3年間であることを踏まえ、地域や教科のバランス等も考慮しながら認定者の拡充（全県で50～60名程度）を進めるとともに、優れた指導技術の一層の普及に努める。 ・各県立高校の枠を超えて教員同士、生徒同士が切磋琢磨する機会を増やし、県全体で生徒を育てる取組を一層支援したい。
	<p>⑤カリキュラム改善</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「未来を拓くスクラム教育」推進事業において、校種を超えた一貫・連携カリキュラムの開発を行う。 ・各教育局と連携し、本年度までの小学校外国語活動の成果を計画的に還元するとともに、各校の取組状況を把握する。 ・農業学科における、産業界と学校のネットワークによる生徒・教員の研修等を行うための事業（モデル校の指定など）を検討したい。 ・県内高校の特色ある取組や課題研究等の成果を発表し合う機会を設け、活動の一層の充実を図る。
	<p>⑥児童生徒へ理科・科学やものづくりの楽しさや本質を伝える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・理科支援員を確保するため、募集要項の配布方法等を工夫し、応募者を増やすよう努める。 ・引き続き、児童生徒に理科、科学や“ものづくり”に触れることができる機会を提供していく。また、新たに“ものづくり”の指導者養成への取組に対して支援を行う。 ・県立高校では学校裁量予算を活用して各高等学校ごとの取組を実施しているが、県内すべての高校生を対象に「理数課題研究等発表会」「高校生科学セミナー」を開催することにより、科学に対する関心や理数分野への学習意欲の一層の向上、論理的思考力、判断力、表現力等の育成を図る。

【 目指すところ 】	H23実績			H22実績		
	自己評価	関係者評価	数値目標	自己評価	関係者評価	数値目標
①学校と家庭が協働した学力向上	B	b	概ね順調	B	a	概ね順調

・3年目となる「とっとり学力向上支援プロジェクト」をとおして、学校と家庭が協働して学力向上に取り組む事業

を各市町村で実施している。 ・「基本的生活習慣の定着等による学力向上促進事業」については、取り組むPTAが新たに10校増えた。						
②自らの将来に夢や目標を持ち、主体的に学習する児童生徒の育成	B	b	概ね順調	B	a	概ね順調
・研修会・研究会において、目指す児童生徒像が「夢や希望」を意識したものになるように助言を進めている。 ・高等学校課事業及び学校裁量予算制度を活用した学校独自事業を実施し、主体的に学習する生徒の育成に取り組んでいる。						
③基礎学力の確実な定着とさらなる伸長	B	a	概ね順調	B	a	概ね順調
・「とっとり学力向上支援プロジェクト」や「未来を拓くスクラム教育」推進事業などをとおして、地域の実態に応じた学力向上の取組が進んできた。 ・「新時代を拓く学びの創造プロジェクト」で学力分析を行い、学力向上に向けた具体的な施策を検討した。						
④教員の授業力向上	B	a	概ね順調	B	b	概ね順調
・エキスパート教員を18名増員するとともに、年次計画に基づいて授業公開や研修を実施している。 ・エキスパート教員による研究授業、エキスパート教員育成事業、県外教員との授業実践・研究交流事業などをとおして、同一教科の教員同士が切磋琢磨し、授業力を向上させる機会が増加している。						
⑤カリキュラム改善	B	b	概ね順調	B	a	概ね順調
・新教育課程の全面実施に伴う小学校外国語活動等のカリキュラム整備とともに、校種間連携によるカリキュラム開発にも着手した。 ・専門高校において、関係機関と連携したカリキュラム改善の取組を促しており、これまで取り組んでいなかった学校も、取組に向けて検討している。						
⑥児童生徒へ理科・科学やものづくりの楽しさや本質を伝える	B	b	概ね順調	B	c	概ね順調
・理科教育支援員を9名配置した。「鳥取県科学技術教育研究優秀賞」事業で作品を募集中である。 ・今年度から物理、化学、情報の分野で「高校生科学セミナー」を開催し、高校での学習内容を超えた高いレベルの講義や実験・実習を実施している。						

H23 成果と課題	
<p>①学校と家庭が協働した学力向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県PTA協議会に委託して実施している「基本的生活習慣の定着等による学力向上促進事業」については、取り組むPTAが10団体増え、成果を県PTA協議会の研修会で発表するなど、成果を共有することができた。 <p>②自らの将来に夢や目標を持ち、主体的に学習する児童生徒の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各市町村において、学力向上プロジェクトチーム等の設置や教材開発等、学力向上に関する取組が充実するとともに、一定の検証改善サイクルが確立された。また、数値化できる学力とともに、それを支え、育む基礎となる人間性や社会性の育成に視点が向いた取組が様々な市町村で行われるようになった。「とっとり学力向上支援プロジェクト」では、学校と家庭・地域との連携による学力向上に取り組んだが、全国学力学習状況調査結果やH22年の不登校出現率などから、授業改善の側面と児童生徒の社会性等の育成の側面の両面からのアプローチが県全体のニーズとして現れて来ている。H24年度にはそれぞれの側面から、市町村を後押ししていくことが求められる。 <p>③基礎学力の確実な定着とさらなる伸長</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「高校生学力向上推進委員会」を設置するとともに、専門的見地からの調査・検討等を行うため、「学力分析部会」と「学力向上部会」を併せて設置し、高校生の学力向上に係る具体的な取組を総合的に検討した。また、「高校生学力向上推進委員会」から学力向上に関する提言を受けた。 <p>○学力向上推進委員会（年3回実施予定）</p> <ul style="list-style-type: none"> 7月に第1回、11月に第2回の委員会を開催（本県高校生の学力向上に向けた取組の検討等）し、3月の委員会で提言を受けた。 <p>○学力分析部会（年5回実施予定）</p> <ul style="list-style-type: none"> 7月から12月にかけて5回開催（普通科部会、専門系部会に分かれて診断テスト等の結果を分析） <p>○学力向上部会（年5回実施予定）</p> <ul style="list-style-type: none"> 8月から11月にかけて5回開催（学力分析部会からの報告を受け、指導方法や教材を開発） <p>・学校間で合同研修会や乗入授業などの取組が進み、校種を超えた授業づくりや教材・カリキュラム開発などの実践が広がって、児童生徒の学力向上につながりつつある。一方で、組織的・協働的な実践や成果の把握・発信等にお</p>	

いて一層のステップアップが課題となっている。

④教員の授業力向上

- ・教員の授業力向上に関しては、エキスパート教員認定事業において一定の成果を上げつつあるが、その力をより広い地域に効率的に示す方策が求められている。
- ・エキスパート教員の増員等により、年次計画に基づいた授業公開及び授業研究会を実施した。回数も増えて成果の拡充が見られたり、教育課程研究集会の実施によって新学習指導要領に沿った授業指導が意識的に行われたりするなど、一定の成果が挙げられたが、より広い地域に効率的に普及する方策が求められる。
- ・若手教員の実践的指導力の向上を図る研修を実施し、授業力向上を目指した。
 - *小学校算数、中学校数学、中学校英語
 - *授業研究、研究協議、授業実践、理論研修、県外視察等

⑤カリキュラム改善

- ・新教育課程の全面実施に伴う小学校外国語活動等のカリキュラム整備とともに、校種間連携によるカリキュラム開発にも着手したところ。H24年度には小学校外国語活動の新たな教材が配布されるため、各小学校への早期の情報提供とこれまでの各校の成果を活かした授業実施ができるよう、支援する必要がある。

⑥児童生徒へ理科・科学やものづくりの楽しさや本質を伝える。

- ・当初予定していた学級数分（全て未配置校）の理科支援員配置ができた。理科支援員の兼務が発生しているため、新たな理科支援員の発掘や個々の支援員のスキルアップのため、研修等の支援が必要である。
- ・鳥取大学が中心となって構成される「ものづくり協力会議」が行う、ものづくり指導者養成への取組に対して支援を行った。

H24 対応方針

①自らの将来に夢や目標を持ち、主体的に学習する児童生徒の育成

- ・事業3年間の総括をし成果を県下に還元する必要がある。
- ・H24年度新規実施予定の「少人数学級を活かす学びと指導の創造事業」や「子どもたちの社会性を育む事業」とおし、これら事業の成果を反映させる。

②基礎学力の確実な定着とさらなる伸長

- ・H24年度も、今年度同様に学力向上推進委員会等を設置して高校生の学力分析等を行うとともに、学力向上に向けた具体的な施策を行う高等学校を指定して、モデル的な取組を実施したり、授業改革の推進を図る研修を実施する等、引き続き高校生の学力向上に向けた取組を検討する。
- ・高大連携の強化など学力向上に向けた取組の充実を図り、連絡協議会の開催や授業公開などモデル地域からの発信により、より一層の成果の把握や普及に取り組む。

③教員の授業力向上

- ・地域や教科等に配慮しながら、エキスパート教員の拡充について検討を進めていく。
- ・引き続き、知事マニフェストを踏まえて地域や教科等に配慮しながら、エキスパート教員の拡充について検討を進めていく。
- ・少人数学級の利点を活かした授業改革をめざす教師同士の学び合いや高め合い、学習科学などの最先端の知見に基づく指導法を研修会等によって進め、授業の質の向上を図る。

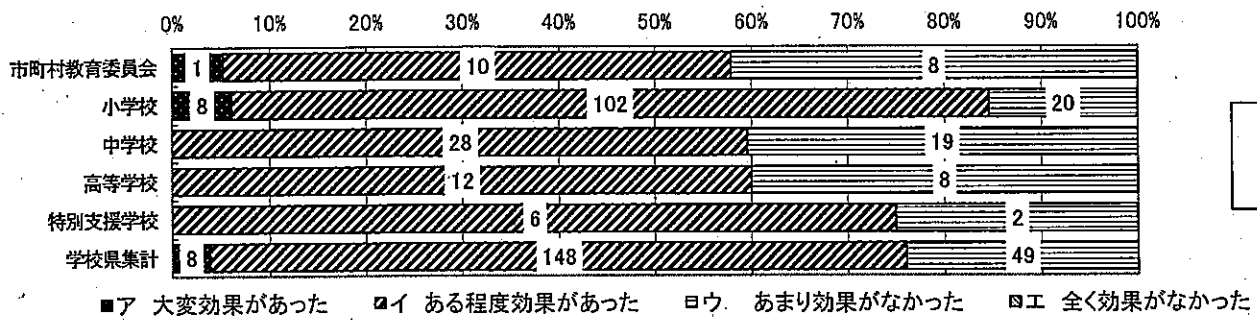
④カリキュラム改善

- ・小学校外国語活動等のカリキュラムの見直しとともに、校種間連携によるカリキュラム開発の推進に努める。
- ・特に小学校外国語活動で新たな教材が配布されるため、県教育センターや各教育局と連携を図りながらそれらに対応できるよう支援する。

⑤児童生徒へ理科・科学やものづくりの楽しさや本質を伝える。

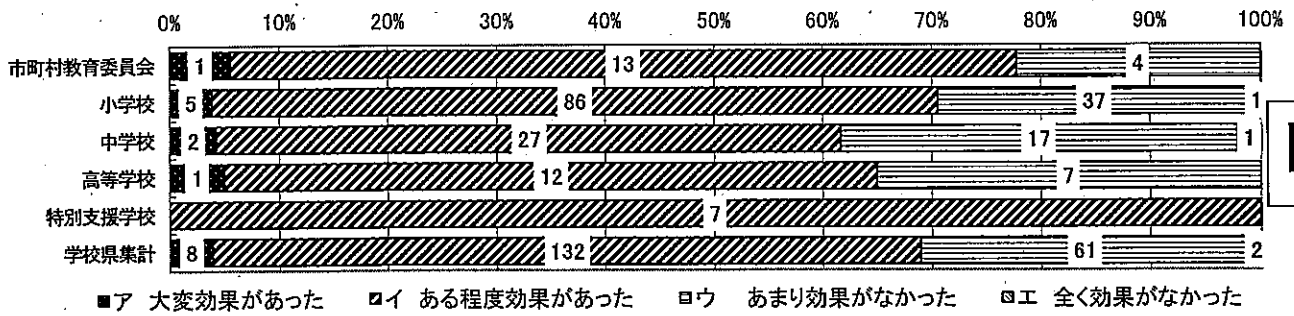
- ・国事業の最終年度であるので理科支援員未配置校への配置を推進していく。
- ・理科支援員配置事業について総括し、成果を還元する。
- ・引き続き、ものづくり指導者養成への取組に対して支援を行っていく。

2(1)① 学校と家庭が協働した学力向上



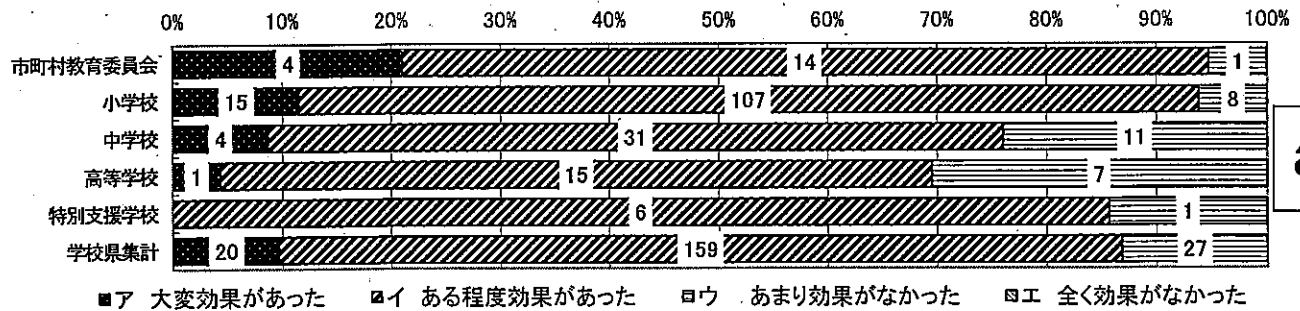
b

2(1)② 自らの将来に夢や目標を持ち、主体的に学習する児童生徒の育成



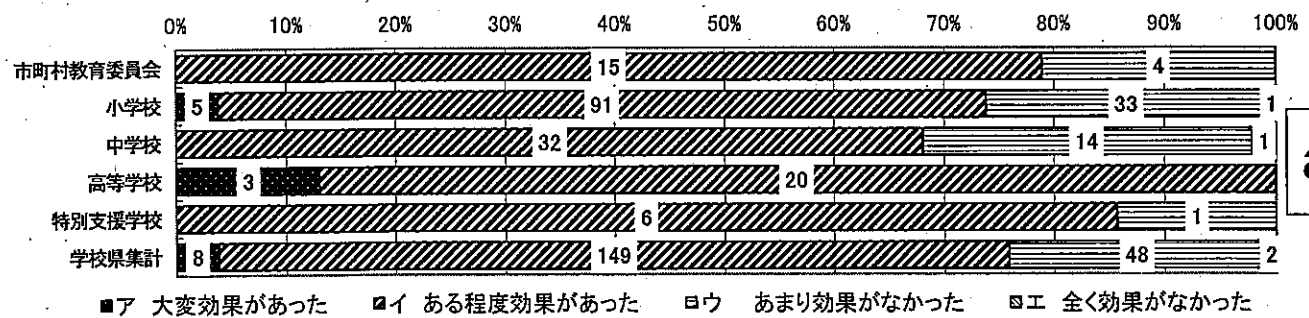
b

2(1)③ 基礎学力の確実な定着とさらなる伸長



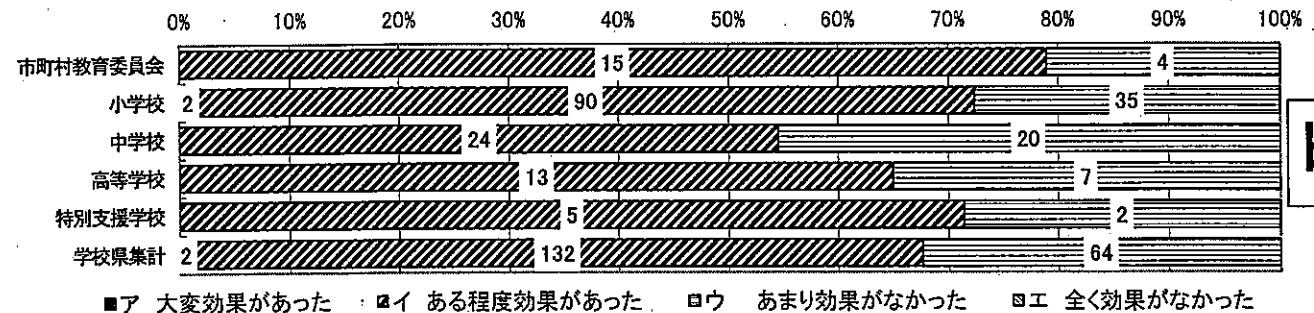
a

2(1)④ 教員の授業力向上



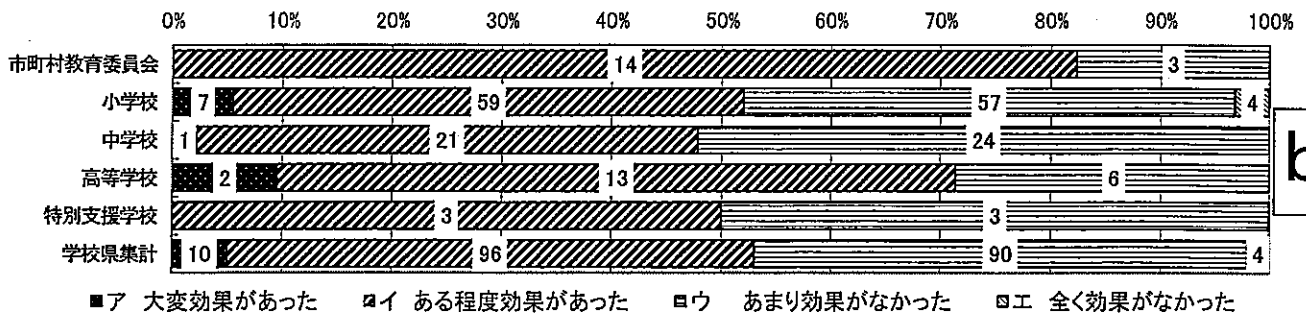
a

2(1)⑤ カリキュラム改善



b

2(1)⑥ 児童生徒へ理科・科学やものづくりの楽しさや本質を伝える



b

【数値目標（平成25年度）】	20 (実績)	21 (実績)	22 (実績)	23 (実績)	24 (目標)	25 (最終目標)	
▽大学・短大等進学率(43.9%:H19年)	43.6%	43.6%	45.0%	43.9%	→	50.0%(H30)	
▽学校以外で平日60分以上学習(宿題や予習復習)している児童生徒の割合【再掲1-(2)】							
小学6年	52.6%	56.3%	57.5%	×	→	60%	
中学3年	64.0%	61.8%	65.6%	×	→	70%	
▽学力の二極化の傾向の解消(全国学力・学習状況調査及び高校入試結果で評価)	二極化傾向有り	二極化傾向有り	二極化傾向有り	(高校入試)二極化傾向有り	→	二極化解消	
▽ (小中) 将来の夢や目標を持っている児童生徒の増加(全国学力・学習状況調査)							
小学6年	81.2%	84.7%	85.9%	×	→	対前年増	
中学3年	69.5%	69.1%	68.9%	×	→	対前年増	
(高) 進路実現のため目標に向かって努力している生徒の増加(高校生アンケート)	高校2年	45.2%	※ -	47.3%	※ -	→	対前年増
▽ (小中) 国語、算数(数学)の勉強は好きだという項目の肯定的な回答の平均値の増加(全国学力・学習状況調査で評価)							
小学6年	59.8%	62.0%	61.6%	×	→	対前年増	
中学3年	51.5%	53.2%	53.4%	×	→	対前年増	
(高) 学ぶ意欲・態度に関する項目の肯定的な回答の増加(高校生アンケート)	高校2年	38.4%	※ -	38.2%	※ -	→	対前年増

※高校生アンケートは2年に1回実施のため、実績は隔年調査。
 ※「×」はH23全国学力・学習状況調査が実施されなかったため、データなし。

2 「知」「徳」「体」のバランスの取れた学校教育の推進

(2) 豊かな人間性、社会性の育成

目 指 す と こ ろ	①道徳教育や人権教育の充実
	②読書活動の推進
	③体験活動・文化芸術活動の充実
	④不登校・いじめ問題等への取組

【 目指すところ 】	H23実績			H22実績		
	自己評価	関係者評価	数値目標	自己評価	関係者評価	数値目標
①道徳教育や人権教育の充実	B	b	概ね順調	B	a	概ね順調
<ul style="list-style-type: none"> 各種研修会において、新学習指導要領における道徳教育を周知した。 研究成果物の刊行に向け、計画どおり進行している。 						
②読書活動の推進	A	a	概ね順調	A	a	概ね順調
<ul style="list-style-type: none"> 全校一斉の読書活動は小中ともに100%実施中である。全県悉皆の司書教諭連絡協議会を実施した。 子ども読書支援者養成事業は順調に実施中である。今年度養成した子ども読書アドバイザーが読書ボランティアや保護者の研修会に出向き、地域での読書活動支援の輪が広がっている。 県立高校21校で一斉読書を実施しており、そのうち15校が朝読書を行っている。 						
③体験活動・文化芸術活動の充実	B	a	概ね順調	B	a	概ね順調
<ul style="list-style-type: none"> 韓国江原道との交流を再開し、派遣団を江原道教育庁に派遣した。 各種事業とも順調に実施中である。 研修旅行は約70%の学校で実施した。多くの学校が文化芸術活動支援事業を活用した。 手作り教材や実際の赤ちゃんとふれあう体験学習等により命の大切さを具体的に実感ができ、性や将来の自分のライフプランについて考える機会となっている。 						

小
中
家
高
子

④不登校・いじめ問題等への取組	C	b	やや順調でない	B	a	概ね順調
-----------------	---	---	---------	---	---	------

・全教職員に対する「不登校の未然防止に向けた県教育委員会メッセージ」の発信、不登校児童生徒の出現率が高い中学校区におけるスクールカウンセラー配置時間数の増及び管理職対象の不登校対策会議の開催による効果的な実践例の共有などの取組を実施し、各学校における指導及び対策の充実を図るなど、対策に取り組んだが、出現率は引き続き全国平均より高めの数値で推移しており、成果が十分に表れていない。

・相談活動を丁寧に行い、関係機関との連携を深めながら、より適切な対応となるように努めている。また、不登校や中途退学の未然防止のための方法（hyper-QU、実態調査）の普及を計画通り推進している。

・いじめについては、市町村教育委員会とも連携しながら実態把握に努めるとともに、出来るだけ早期に解決を図れるよう対応をしている。

H 2 3 成果と課題

①道徳教育や人権教育の充実

- ・「鳥取県学校教育のめざすもの」等を活用しながら、道徳教育推進教師研修会、道徳教育セミナー等を通して、学校教育全体で取り組む道徳教育についての周知を図り、少しずつ理解が進んできた。しかし、「要」としての道徳授業の充実については、校種により大きな差が認められており、授業と学校教育全体での取組の両輪のバランスをとりながら周知を進めていく必要がある。
- ・「人権教育の指導方法等の在り方について [第三次とりまとめ]」が人権教育の指導方法の基本原則と位置づけている「協力的・参加的・体験的学習」を中核に置いた指導方法の研究に努めた。今後も研究を継続するとともに、研究成果を効果的に周知する必要がある。

②読書活動の推進

- ・H 2 3年度においても司書教諭の全校配置と図書館活動に専念するために司書教諭の5時間以上の授業時数を軽減した。H 2 3. 6. 17には児童文学者の赤木かの子氏を招聘し、全県の司書教諭を対象とした読書活動推進の研修会を開催した。今後はそれぞれの司書教諭の質を向上させることで、更なる読書活動の推進を図っていくことが課題である。
- ・また、本年度より司書教諭資格取得のために、鳥取大学と島根大学で講習を受講する教員に対して、研修扱いとする措置をとったところ、昨年度より鳥取大学での受講者がやや増加した。
- ・学校や家庭での読書活動を推進するため、研修会実施や子ども読書アドバイザー派遣を通じて、読書ボランティアの資質向上や保護者啓発を図っている。

③体験活動・文化芸術活動の充実

- ・小中学校で芸術鑑賞教室等の取組が行われている。本年度は「次代を担う子どもの文化芸術体験事業」に県内4小中学校からの応募があり、小学校が1校指定され、実施した。今後も市町村や学校の主体的な参加を推進したい。
- ・未来のパパママ育み事業で高校3年生等を対象に事業実施を行っており、自分の将来のライフプランを考え、命の大切さを手作り教材や体験学習を通じ、より具体的に考える機会となっている。
- ・助産師会への委託事業のため、マンパワーが不足し全高校への出前講座は困難な状況である。

④不登校・いじめ問題等への取組

- ・H 2 2年度における公立小学校の不登校出現率は全国平均をわずかに上回るものの3年連続で減少しているが、中学校の出現率が11年ぶりに3%を超え、全国でもワースト4になるなど緊急に対策が求められている。県としても、不登校の未然防止に向けた県教育委員会メッセージを出し、スクールカウンセラーの時間数増を臨時に行うなど、更なる相談体制の充実を図るとともに、管理職対象の緊急不登校対策会議を開くなどの対策を講じている。
- ・また、地区ごとに小・中学校の教育相談担当教員を対象にした連絡協議会も予定しており、H 2 3年度の不登校出現率が全国平均並みの数値になるよう各種の取組を実施中である。
- ・不登校や中途退学の未然防止の方法を普及するため、hyper-QUを県立高等学校7校、「特別な支援を必要とする生徒を把握するための実態調査」を県立高等学校3校で実施し、学校の規模・課程・学科等の実態に即した校内研修会や事例検討会を行ってきた。高校1年生で学校不適應になる割合が高いので、調査結果をもとにタイムリーで組織的な対応・支援となるよう努めていきたい。
- ・専門指導員による教育相談では、より適切な就学先を選択するための就学相談を継続している。就学先を含めた関係機関との連携がさらに必要である。
- ・専門医による教育相談会の利用率は82.8%（平成23年度2月末現在）で、昨年同比で約1.2倍となっている。広報活動の成果もあるが、相談内容が多様化・複雑化しており、医療への相談の必要性も大きいと考えられる。

H 2 4 対応方針

①道徳教育や人権教育の充実

- ・道徳教育実践研究事業の研究指定校の取組、域内の各学校の取組を生かしながら、授業と学校教育全体での取組を進めていく。
- ・「協力的・参加的・体験的学習」を中核に置いた指導方法の研究を継続し、研究成果物を刊行することにより周知を図る。

②読書活動の推進

- ・司書教諭の研修会については、県教育センターとも連携を取りながら、児童生徒の有益な読書体験の機会が増えるような研修を検討したい。司書教諭有資格者が増えるよう、引き続き受講者に対する配慮の措置を継続したい。
- ・高校の一斉読書の実施率については、H23年度も最終目標（60%）を既に達成しているが、一斉読書の実施率を維持し、子どもたちが自主的に読書活動を行うことができるように取り組みたい。

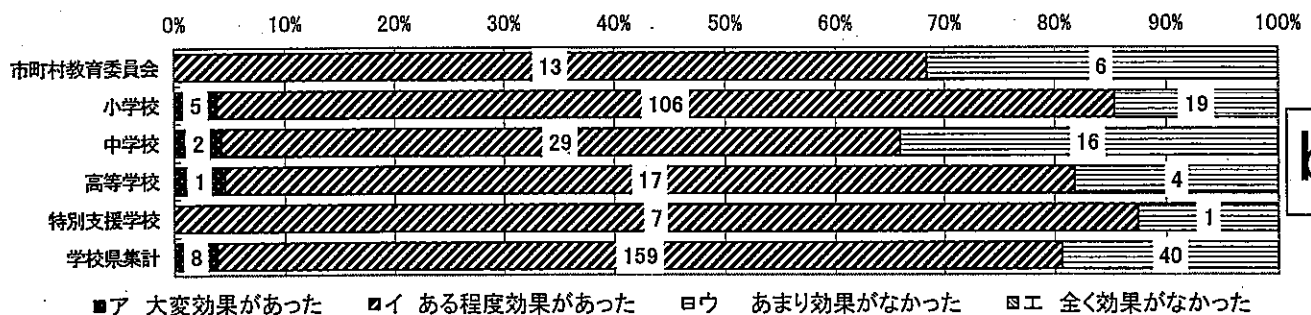
③体験活動・文化芸術活動の充実

- ・文化芸術活動については、その重要性について周知し、各団体が実施する関連事業について情報提供を積極的に行う。
- ・グローバル社会の到来を迎え、海外体験等を通して国際社会で活躍する人材を育成する。
- ・著名な芸術家を招聘してワークショップ等の実技指導を実施し、創造力・コミュニケーション能力等を育成する。
- ・H27年度に開催される「近畿高等学校総合文化祭鳥取大会」に向けて、中学校及び高等学校の文化部活動の発展・充実を図る。
- ・人間関係づくりやコミュニケーション能力の育成のため、定時制・通信制での集団生活体験や社会体験活動の充実を図る。
- ・子どもの体験活動を充実させるため、大山青年の家、船上山少年自然の家での学校受入を増やしていくとともに、学校の教員を対象とした研修を充実させたい。
- ・対象を拡大し、命の大切さだけでなく、自分のライフプランをより具体的に考え、安心・安全な妊娠・出産を迎えることができるような内容を盛り込んでいきたい。

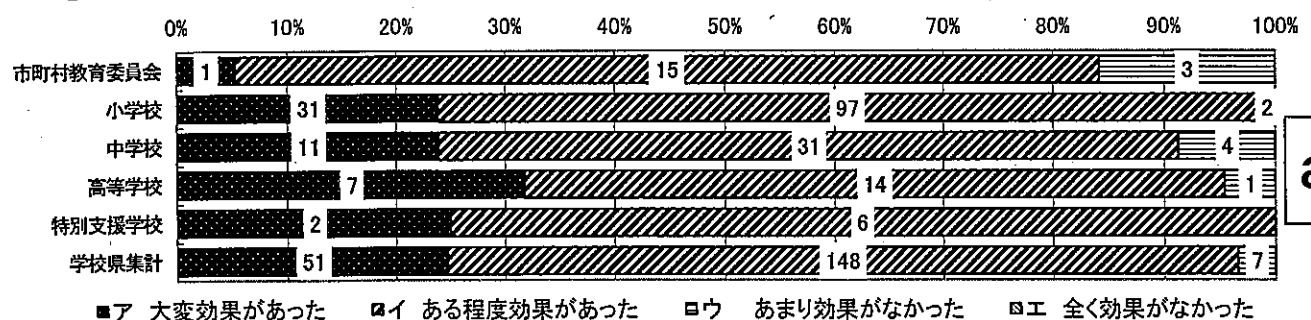
④不登校・いじめ問題等への取組

- ・不登校の原因は家庭環境に起因するものも多く見られることから、問題を抱える家庭や保護者を支援するスクールソーシャルワーカーの配置も積極的に進めていくこととし、福祉部門と協力しながらの不登校対策を実施していく。また、不登校から立ち直った例を紹介するフォーラム等の開催も予定しており、ひきこもり等への対策も具体的に進めていく予定である。
- ・不登校、問題行動（暴力行為、いじめ）等の未然防止に向け、豊かな人間関係づくりや社会性の育成を目指す授業づくりに人権教育の視点から取り組む。
- ・教育支援センター「ハートフルスペース」の通室生の実態やニーズに応じて、よりの確なアセスメントを行い、必要な機関と連携しながら学校復帰・進路変更や社会参加に向けた支援をしていく必要がある。
- ・「高等学校における特別な支援を必要とする生徒への指導・支援ガイドブック」を活用して、不登校や中途退学の未然防止の方法を継続的に普及・推進していきたい。
- ・学校不適応の未然防止に関する研修講座の内容や教育セミナーの充実を図りたい。
- ・より丁寧な就学相談に応じることができるよう、就学前（特に年長児）の専門指導員による教育相談の充実を図る。また、必要な関係機関と連携を密にして、スムーズな移行支援を行っていきたい。

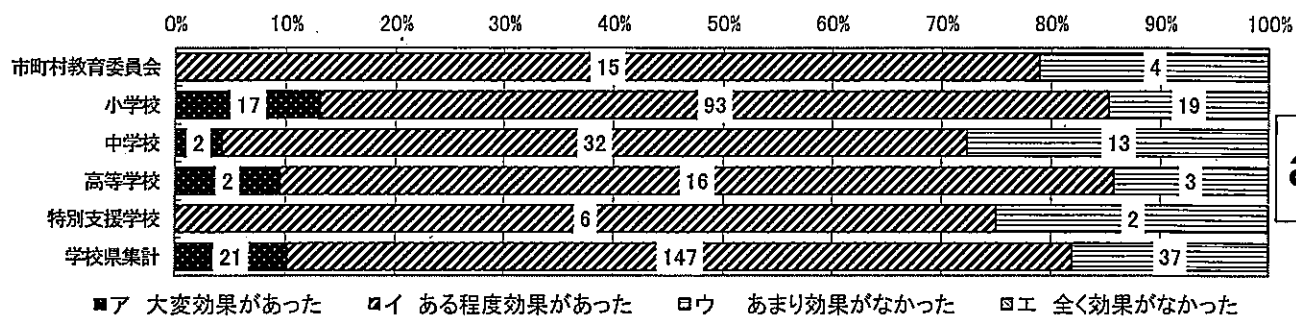
2(2)① 道徳教育や人権教育の充実



2(2)② 読書活動の推進

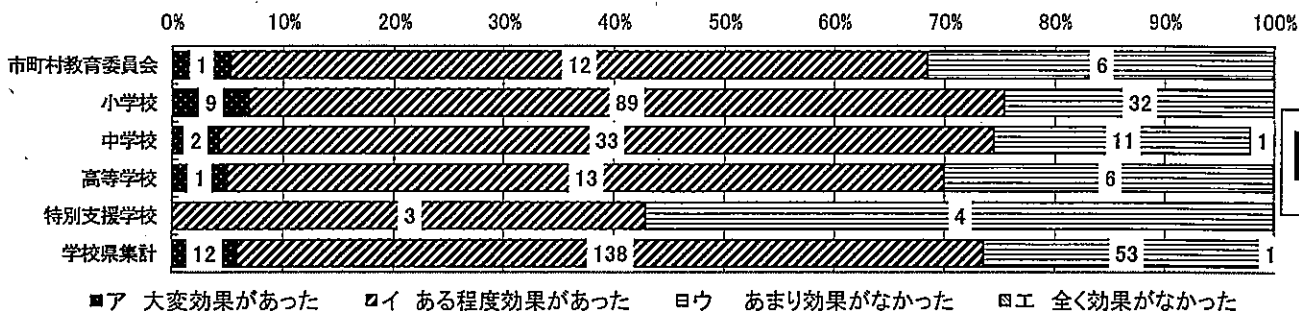


2(2)③ 体験活動・文化芸術活動の充実



a

2(2)④ 不登校・いじめ問題等への取組



b

【数値目標（平成25年度）】	20 (実績)	21 (実績)	22 (実績)	23 (実績)		24 (目標)	25 (最終目標)
▽小中学校で「道徳の時間の授業公開」 (全て又は一部 小学校：99.3% (H19) の学級で実施) 中学校：100% (H19)	100%	99.3%	95.7%	100%	↑ ↓	継続 100%	継続
▽朝の一斉読書(朝読) 小学校： の実施率 中学校： *高校は一斉読書の実施率 高校：	94.6%	97.0%	97.0%	※-	↑	→	100%
	95.0%	94.0%	95.0%	※-			100%
	45.8%	55.0%	87.5%	87.5%			60%
▽1日に全く読書をしない 小学6年： 児童生徒 中学3年：	16.7%	15.8%	15.5%	×	→	→	限りなく0に 近づける
	30.8%	31.3%	29.3%	×			
▽児童生徒が文化芸術に触れる機会を 持つように努める⇒2年に1回以上 【再掲4-(1)】(現状71.8% (H18及び 19に文化芸術に触れた学校の割合))	-%	小 88% 中 82%	-%	小97.8% 中83.3%	↑ ↑	→	100% ※学校における鑑賞教室等に関する 実態調査 (H19)
▽小・中学校とも不登校の出現率の減 H19 不登校出現率 小学校0.43% 中学校2.53% 高校1.52%	小0.40% 中2.46% 高1.44%	小0.36% 中2.83% 高1.55%	小0.33% 中3.14% 高1.61%	H24.8月 公表	→	→	全国平均を下 回るとともに、 限りなく0に 近づける

※学校における鑑賞教室等に関する実態調査は5年に1回の調査のため、H21実績からの「学校教育成果と課題」で実態を把握した。H22は未調査。H23は「学校教育実施状況調査」から。

※「×」はH23全国学力・学習状況調査が実施されなかったため、データなし。

※朝の一斉読書(朝読)の実施率は、H22から学校図書館現状調査が隔年実施となったため、H23のデータなし。

2 「知」「徳」「体」のバランスの取れた学校教育の推進

(3) 健やかな心身の育成

目 指 す と こ ろ	①学校体育の充実	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒の体力の状況を把握する「体力テスト」について、来年度も引き続き、分析・検討を行う。 「体力テスト検討委員会」での議論をもとに、子ども達の運動機会の増加と体育学習の充実を図る。 放課後子どもの運動遊び推進事業のモデル事業と遊びの王様ランキングHPの開設などにより、子どもが運動に取り組む機会の充実を図る。 外部指導者の派遣枠の拡充など運動部活動の活性化を図るための方策を充実させていく。 小学校校庭の芝生化について、「鳥取方式」の校庭芝生化モデル校を選定し実施するとともに、校庭芝生化の効果について調査を進め、その結果をまとめる。 新学習指導要領の完全実施等に伴い、小・中学校の体育学習の充実を目指し、指導の充実に努める。
	②健康教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> 専門家やスクールヘルスリーダーの派遣を継続し、児童生徒の心や性の健康問題対策を行う。 強毒性インフルエンザ発生に備え、管理職研修会、関係機関と連携した情報収集と学校・家庭への情報発信を引き続き行う。 今後、増加が予想されるアレルギーやアナフィラキシーショック等について、学校で適切な対応を行うための研修会を開催する。
	③性教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> 校内体制の充実を図るとともに、心や性の健康問題対策委員や関係機関等との連携を深めながら性教育・エイズ教育研修会、性教育指導実践研修会を開催し、更なる性教育の推進を図る。
	④薬物乱用防止教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> 薬物乱用防止教育研修会を開催し、各校での薬物乱用防止教育の推進と講師となる指導者の養成を図る。 高校生の「ダメ。ゼッタイ。」普及運動への参加を拡大し、意識啓発を図る。
	⑤食育の推進	<ul style="list-style-type: none"> 食に関する指導全体計画に基づく校内指導体制の構築と栄養教諭を中核とした食育の推進及び学校給食における地産地消の推進を図る。 学校給食における地産地消を推進し、子どもたちに安全・安心な食の提供や地域の食文化を伝えることにより、郷土を大切に作る心や感謝の心を育む。 小・中・高校を通じて、健全な食習慣の定着に向け、引き続き家庭や保護者への啓発を行う。

【 目指すところ 】	H23実績			H22実績		
	自己評価	関係者評価	数値目標	自己評価	関係者評価	数値目標
①学校体育の充実	B	a	概ね順調	B	a	概ね順調
<ul style="list-style-type: none"> 武道実技講習会、体育実技講習会、教育課程研究集会を予定どおり実施する。新学習指導要領の小学校完全実施初年度、中学校完全実施前年度として、学習指導要領趣旨について周知すると共にその内容にそった学習のあり方について伝達することができた。 						
②健康教育の充実	B	a		B	b	
<ul style="list-style-type: none"> 専門家やスクールヘルスリーダーを派遣し、児童生徒の心や性等の健康問題への対応を行った。 						
③性教育の充実	B	b	概ね順調	B	b	概ね順調
<ul style="list-style-type: none"> 性教育・エイズ教育研修会を開催し、校内で性教育を推進していくための重要性や具体的な進め方について理解を深めることができた。 						
④薬物乱用防止教育の充実	B	b	概ね順調	B	b	概ね順調
<ul style="list-style-type: none"> 薬物乱用防止教育への具体的な進め方について、研修会で理解を深めることができた。 						
⑤食育の推進	B	a	概ね順調	B	a	概ね順調

- ・栄養教諭を中核とし、食育の推進を図ることができた。
- ・各研修会で食に関する指導の指導力向上を図ることができた。

H 2 3 成果と課題

①学校体育の充実

- ・新学習指導要領の内容は教育課程研究集会や学校体育実技講習会等を通じて、周知し理解を図っているところだが、小学校では、学級担任を担う中堅層の実技講習会への参加が少ない状況もあり、実技講習会を増やすなど、体育学習の一層の充実策を講じる必要がある。
- ・柔道・剣道講習においては、中学校で保健体育を担当する全ての教諭を対象に実技講習会を実施してきたところであり、引き続き指導力の充実に努める必要がある。
- ・運動部活動においては、市町村、各学校からの拡充の要望が強く、補助金等で指導者の確保を図ったが、拡充に向けさらに予算措置が必要である。
- ・遊びの王様ランキング、放課後子どもの運動遊び推進事業等、子どもが運動に親しむ機会の提供が図られているが、広報活動を工夫し、体力向上の重要性を広く認知させ、運動の習慣化を図る必要がある。
- ・校庭の芝生化効果検証事業については、今後、各協力校の実践例や鳥取大学の研究の結果などを広報し、活用される方法を検討していく必要がある。

②健康教育の充実

- ・専門家やスクールヘルスリーダーを学校へ派遣し、児童生徒の心や性等の健康問題への対応を図ったが、心や性等の健康問題を抱える児童生徒は依然として多く、引き続き、その対応が必要である。
- ・心や性の健康問題対策協議会で出された意見を参考に、更なる健康教育の推進を図っていく必要がある。
- ・昨年度策定した「鳥取県健やかな心身の育成推進基本計画」の啓発を引き続き行い、各学校における健康教育の推進を図っていく必要がある。

③性教育の充実

- ・校内体制による具体的な性教育の推進について研修会で理解を深めることができた。
- ・性教育指導実践研修会をとおして、教職員の指導力の向上を図ることができた。
- ・心や性の健康問題対策協議会で出された意見を参考に、更なる性教育の推進を図っていく必要がある。

④薬物乱用防止教育の充実

- ・中学校、高等学校で薬物乱用防止教室を年1回は実施するよう、校長会連絡等で働きかけた。
- ・薬物乱用防止教育の具体的な進め方について研修会で理解を深めることができた。
- ・薬物乱用防止への意識の高揚を図るため、福祉保健部と連携した「ダメ。ゼッタイ。」普及運動を実施した。その普及運動には、県内高校生にボランティアとして参加してもらうなど、高校生の意識高揚を図った。

⑤食育の推進

- ・校内の指導体制づくりや食に関する指導全体計画の作成への指導、栄養教諭を中核とした食育推進事業の実施等により、食育の推進を図った。
- ・栄養教諭研修の実施により、資質と指導力の向上を図った。
- ・「県民の日」に地元産食材使用の学校給食を提供し、各校の食に関する指導の充実と食育の推進を図った。
- ・地産地消推進会議（5月）の開催、学校給食県内産食材活用推進コーディネーターを鳥取県学校給食会に1名配置等により、地産地消率の向上を図った。
- ・健全な食習慣の定着に向け、広報誌「とっとり夢ひろば」等により家庭や保護者への啓発を図った。

H 2 4 対応方針

①学校体育の充実

- ・体育実技講習会の受講者について自由参加に加えて、近年、体育実技講習を受けていない体育学習を担当する教員の参加について検討を行う。
- ・教育センター研修と連携を行う。
- ・武道実技講習会の継続実施やH23年度に作成した「中学校武道必修化のための柔道・剣道指導資料」の活用により、安全に配慮した武道学習の推進を図る。
- ・運動部活動においては、国の予算状況も加味しながら拡充を行う。
- ・体力向上等の取組の広報については、スポーツ少年団等の指導者講習会での取組の周知や働きかけ、他課との連携（家庭・地域教育課、幼児教育関連課等）を行う。
- ・「遊びの王様ランキングチャレンジ」（仮称）事業を展開する。（県内小中学校数校を対象とし、遊びの王様ランキングに全校児童生徒がチャレンジしてもらい、スポーツ用品等の褒章品を提供する。）
- ・芝生化効果検証事業については、リーフレットの作成とHPでの情報提供を行い活用を図る。
- ・小学校体育授業に運動の技術的な指導を行う教員（非常勤講師）をモデル的に配置し、主体的に運動に親しむ児童の育成を行う。

②健康教育の充実

- ・専門家やスクールヘルスリーダーの派遣を継続し、児童生徒の心や性等の健康問題への対応を行う。
- ・学校における疾患に関する研修会、学校における感染症に関する研修会を実施し、各学校における危機管理体制等

の充実を図る。

- ・心や性の健康問題対策委員や関係機関等との連携を深め「鳥取県健やかな心身の育成推進基本計画」に基づく健康教育の推進を図る。

③性教育の充実

- ・校内体制の充実を図るとともに、心や性の健康問題対策協議会委員や関係機関等との連携を深めながら性教育・エイズ教育研修会、性教育指導実践研修会を開催し、更なる性教育の推進を図る。

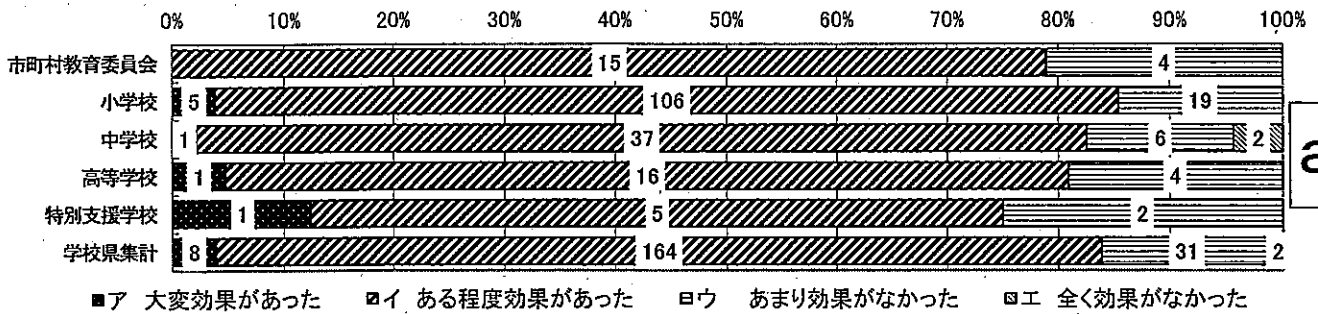
④薬物乱用防止教育の充実

- ・薬物乱用防止教育研修会を開催し、各校での薬物乱用防止教育の推進と講師となる指導者の養成を図る。
- ・高校生の「ダメ。ゼッタイ。」普及運動への参加を拡大し、意識啓発を図る。

⑤食育の推進

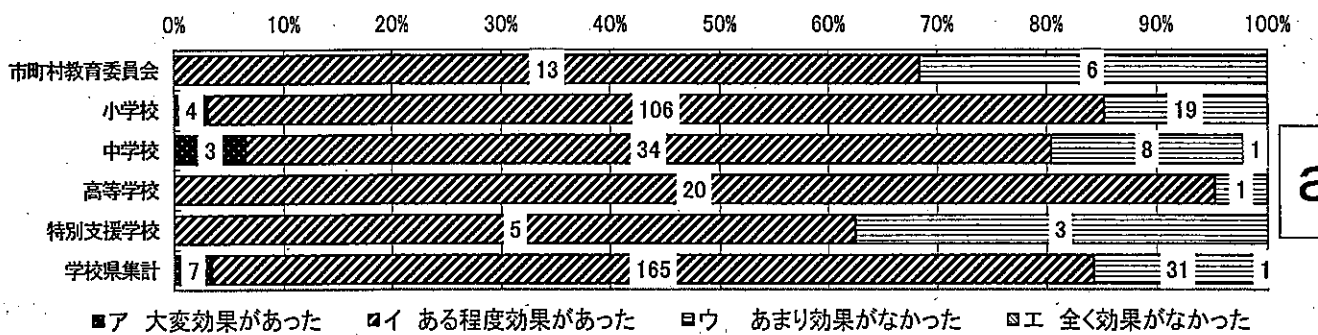
- ・校内の指導体制づくりや食に関する指導全体計画の作成への指導、栄養教諭を中核とした食育推進事業の実施、栄養教諭・学校栄養職員研修の実施等により、食育の推進を図る。
- ・学校給食における地産地消を推進し、子どもたちに安全・安心な食の提供や地域の食文化を伝えることにより、郷土を大切にする心や感謝の心をはぐくむ。

2(3)① 学校体育の充実



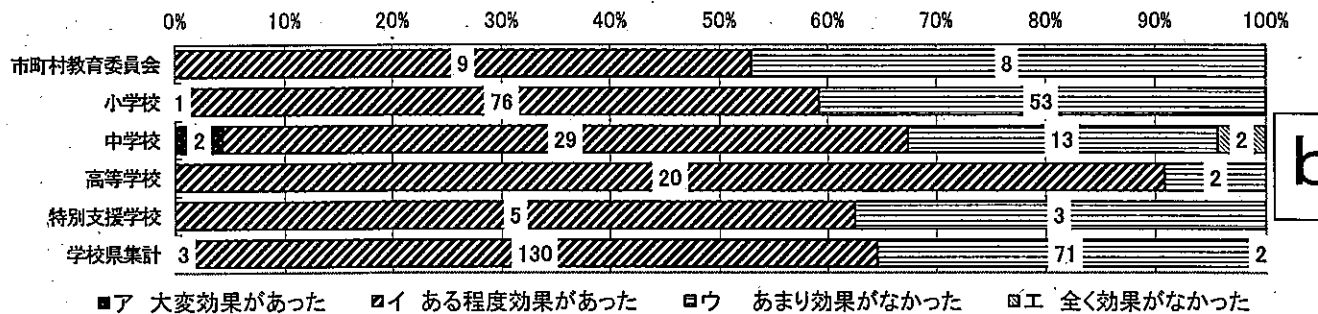
a

2(3)② 健康教育の充実



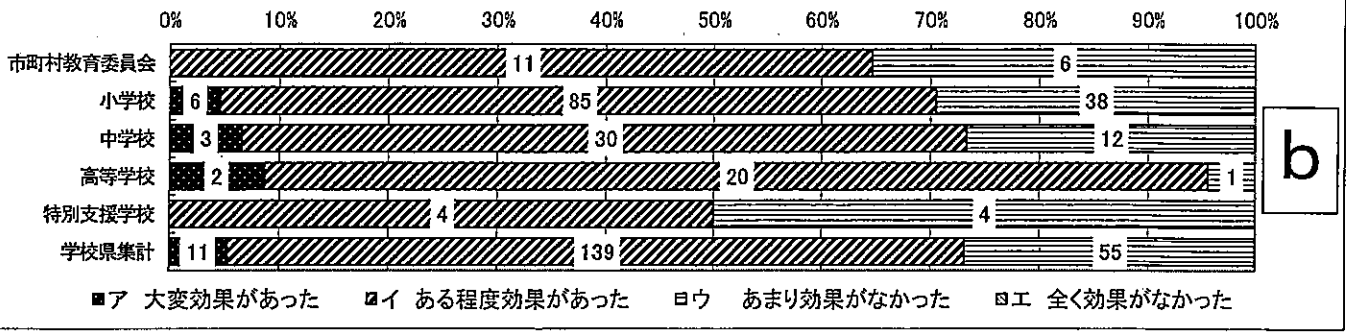
a

2(3)③ 性教育の充実

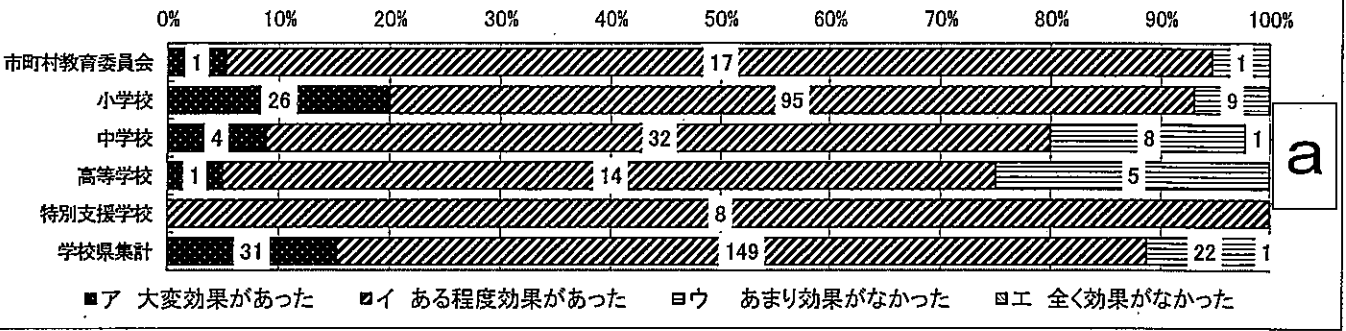


b

2(3)④ 薬物乱用防止教育の充実



2(3)⑤ 食育の推進



【数値目標（平成25年度）】		20 (実績)	21 (実績)	22 (実績)	23 (実績)	24 (目標)	25 (最終目標)
▽体力調査結果を親世代(S53~57)の平均値に近づける							
<50m走> 親世代S53~S57(平均)							
小5男	9.05秒(100%)	9.28秒	9.36秒	9.36(97)	9.27(97)	↗	9.23秒(98%)
小5女	9.26秒(100%)	9.59秒	9.54秒	9.57(97)	9.61(97)	↘	9.45秒(98%)
中2男	7.86秒(100%)	8.01秒	7.92秒	7.93(99)	7.93(99)	→	7.86秒(100%)
中2女	8.65秒(100%)	8.80秒	8.70秒	8.83(98)	8.78(98)	↗	8.65秒(100%)
<ボール投げ>親世代S53~S57(平均)							
小5男	31.0m(100%)	27.41m	25.67m	26.00(84)	25.88(83)	↘	27.9m(90%)
小5女	17.6m(100%)	15.27m	14.92m	15.37(88)	15.01(85)	↘	15.8m(90%)
中2男	22.3m(100%)	21.69m	20.94m	20.92(93)	20.85(93)	→	22.3m(100%)
中2女	14.5m(100%)	13.35m	13.84m	13.35(92)	13.12(90)	↘	14.5m(100%)
▽校内性教育推進委員会設置率	小学校 中学校 高校 特別支援学校	43% 75% 100% 100%	46% 80% 100% 100%	51% 73% 96% 100%	56% 82% 100% 100%	↗ ↗ ↑ ↑	100% 100% 100% 継続
▽中学、高校における薬物乱用防止教室の開催率	中学校 高校	76.7% 83.3%	70% 85%	82% 79%	84% 83%	↗ ↗	100% 100%
▽食に関する指導年間計画の作成率	小学校 中学校 特別支援学校	68% 48% 33%	64% 37% 29%	73% 44% 44%	82% 45% 44%	↗ ↗ →	100% 100% 100%
▽朝食喫食率【再掲1-(2)】	小学5年 中学2年 高校2年	90.3% 89.6% 79.8%	91.2% 89.5% 84.6%	90.7% 86.7% 81.2%	99.5% 99.2% 96.5%	↗ ↗ ↗	100% 100% 100%
▽学校給食用食材の県内産使用率		54%	57%	62%	66%	↑	60%以上で向上
▽栄養教諭の市町村への配置		3町	9市町	11市町	16市町	↑	継続

2 「知」「徳」「体」のバランスの取れた学校教育の推進

(4) 社会の進展に対応できる教育の推進

目 指 す と こ ろ	①情報社会を主体的に生きる人材の育成
	<ul style="list-style-type: none"> 各学校で、全職員への情報モラル教育と授業実践研修を充実させ、情報モラル授業ができる教員を増やす。 児童生徒自らICTを活用し、主体的な学びと情報活用力を身につけていく授業ができる研修を実施し、教員のICT活用の意識改善を図る。さらに、研修を通して教員自らでICT活用指導力を養成する。 H23年度は教育委員会内にプロジェクトチームを結成し、ケータイ・インターネットへの取組を関係課で一体的に取り組みたい。 ケータイ・インターネット高校生フォーラムを県内3校程度で実施し、それぞれの学校の実態に応じた取組を支援し、報告会等を通して、その取組を県内高校へ広げる。
	②環境教育の推進
	<ul style="list-style-type: none"> 環境教育の推進に向けて、TEASⅢ種の取得に向けた取組の事例紹介や環境学習への有効性を強調するなどして、一層の働きかけを進める。 数年以内にすべての県立高校がTEASⅡを取得できるよう取組を推進する。特に、生徒会活動等生徒の主体的な活動をととした環境活動になるよう努めるとともに、各種研修派遣等をととして、地域や学校での環境教育の中核となる教員の育成にも努める。
③鳥取県に愛着を持った人材の育成	
<ul style="list-style-type: none"> 各小・中学校で、「総合的な学習の時間」や「社会科」で、生活している地域についての学習や地域人材を活用した教育を継続し、探究的な活動や体験活動へつなげ、故郷のよさを実感できる学習を推進したい。 	
④主体的に行動する人材の育成	
<ul style="list-style-type: none"> 各学校の実践行事、道徳教育等との関連を図りながら、主体的に行動する児童生徒の育成を一層推進したい。 	

【 目指すところ 】	H23実績			H22実績		
	自己評価	関係者評価	数値目標	自己評価	関係者評価	数値目標
①情報社会を主体的に生きる人材の育成	B	b	概ね順調	B	b	概ね順調
<ul style="list-style-type: none"> 各学校の実態に応じた取組は進んでいる。 初任者研修などの経年研修及び計画した専門研修を実施し、情報モラル、ICT活用について資質向上を図った。 						
②環境教育の推進	B	b	概ね順調	B	b	概ね順調
<ul style="list-style-type: none"> 今年度既に5校がTEASⅡを取得した（目標：毎年2校）。 新規のTEAS取得校はない状況。学校の実態に合ったTEASの在り方について検討を進めている。 						
③鳥取県に愛着を持った人材の育成	B	b	概ね順調	B	c	概ね順調
<ul style="list-style-type: none"> 地域人材や地域の素材をいかした学習活動について研修会で協議した。 						
④主体的に行動する人材の育成	B	c	概ね順調	B	c	概ね順調
<ul style="list-style-type: none"> 学校裁量予算制度を活用して各学校が独自の取組を実施している。 道徳教育総合支援事業等を通して、夢や希望の実現に向けて努力する子どもの育成を進めている。 						

H 2 3 成果と課題

①情報社会を主体的に生きる人材の育成

- ・高校生フォーラムモデル校が4校決まり、それぞれで各高校の実態に応じて取組が進んでいる。高校生自らの自律的な態度・行動の高まりが期待できる。
- ・一方、社会の状況や親子関係の現状から、ケータイ・インターネットにはまり、基本的生活習慣の乱れや学習意欲の低下などは、低年齢化が危惧される。子育てにおける親の意識や感覚を高めていく取組も継続していかなければならない。
- ・情報モラル教育啓発講座をはじめ、ICT活用研修においては、情報モラル向上の内容を入れ、受講者の情報モラル教育の指導力向上を図っている。また、初任者研修など経年研修において、情報モラル教育とICT活用についての研修を実施している。研修をとおして、情報モラルを指導できる教員は増加しているが、学校間・教員間に推進意識の差があり、情報教育担当者任せになったり、消極的な姿勢のままの教員も多い。
- ・ICT活用研修においては、単に情報機器の利用法を学ぶのではなく、児童生徒の学習意欲向上やより深い理解につながる授業改善の視点での利用の理解を図った。受講成果として、児童生徒の主体的な学びを得るような授業が増加すると考える。授業でICTを活用して指導できる教員は64.3%と増加傾向にあるが、児童生徒のICT活用を指導できる教員の割合は59.1%と増加していない。(数値はH23年3月文科省調査)

②環境教育の推進

- ・TEAS3種の取得に関しては、認定するだけでなく学校への取得メリットについて検討していく必要がある。
- ・TEASIIを取得した県立高校が継続して取り組んでいく必要がある。

③鳥取県に愛着を持った人材の育成

- ・「ふるさと」をテーマにした学習は、各校の総合的な学習の時間や社会科、道徳等において取り組んだ。

④主体的に行動する人材の育成

- ・「夢や希望」に関して、県はリーフレット等により「自立した心豊かな人づくり」をテーマとしてあげているが、発達の段階に応じた児童生徒像を例示していくことも検討していく必要がある。
- ・「夢や希望」に関わる内容を、各学校の「総合的な学習の時間」「特別活動」「道徳」等で指導し、主体的に行動できる人材の育成に努めているところ。平成23年度末調査では、主体的な行動につながる、「自己の生き方を考える機会の充実」に努めた学校は、小学校で49校(35%)、中学校で28校(47%)で、いずれも前年度と比較し増加している。今後も自らの生き方を考え、主体的に行動する人材の育成に取り組む必要がある。

H 2 4 対応方針

①情報社会を主体的に生きる人材の育成

- ・学校教育においては、小・中・高と発達段階やケータイ・インターネットの利用の実態に応じた系統的な情報モラルの学習の推進が必要である。最終的には、心を育てることが必要であり、全教科・全領域を通じて推進していく視点が必要である。
- ・また、保護者や教員の意識は、子どもたちの実態とかけ離れており、その隙間を埋める研修は必要不可欠である。
- ・教員のICT活用の意識向上の啓発を行い、児童生徒が自らICT活用をすることにより、主体的な学びと情報活用力を身につける授業ができる研修を実施する。さらに、教員自身のICT活用指導力養成について研修を通して推進する。
- ・学校間・教員間の意識の差を改善するためには、自らが求めて研修に参加する意欲が必要である。市町村教育委員会・学校と連携し、個々の教職員のICT活用能力に沿った研修への参加を呼びかける。

②環境教育の推進

- ・環境教育に熱心に取り組む学校を支援する具体的方策について、検討していく必要がある。
- ・TEASII種未取得の高校を支援し、早期の全県立高校の取得を目指す。

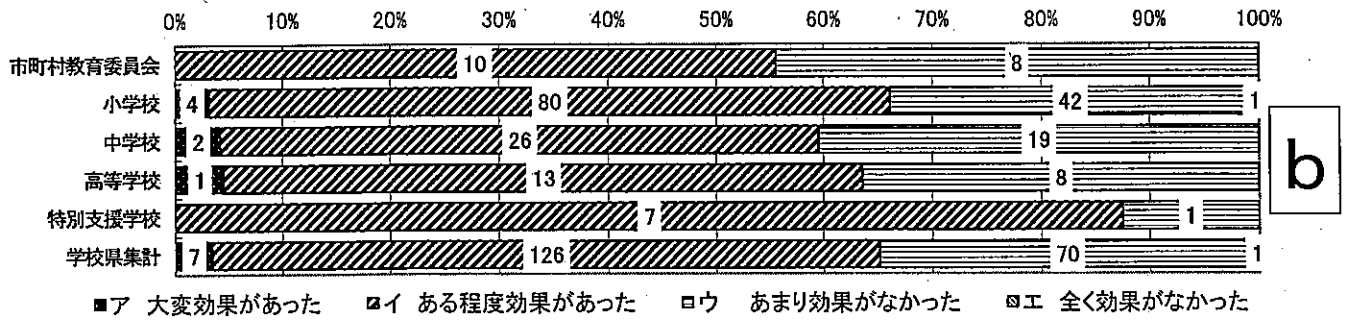
③鳥取県に愛着を持った人材の育成

- ・「とっとりの良さ」を実感できる、体験活動や見学の在り方などの支援について検討していく。

④主体的に行動する人材の育成

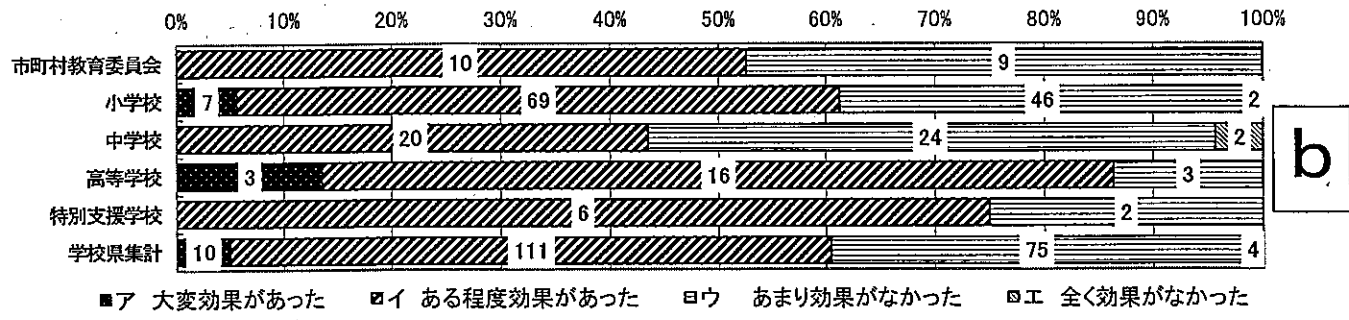
- ・道徳教育総合支援事業において、「道徳と特別活動」などについて実践している学校の研究成果を広める場を設定していく。
- ・H24年度は道徳教育実践研究事業推進校を小学校2校、中学校2校とし、これらの学校を核に各地域の道徳教育の充実を図る予定。特別活動と道徳との関連を図りながら、道徳的な実践力に基づき主体的に行動できる人材の育成をめざす。
- ・学力向上事業を通して小中学校の授業を改革し、言語活動の充実による「学びあい」のある授業を研究する中で、主体的に行動する人材の育成を図る予定である。

2(4)① 情報社会を主体的に生きる人材の育成



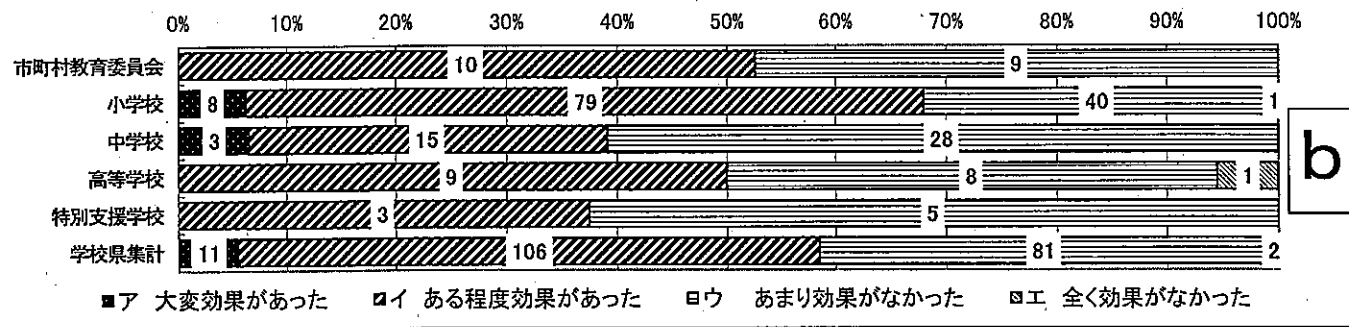
b

2(4)② 環境教育の推進



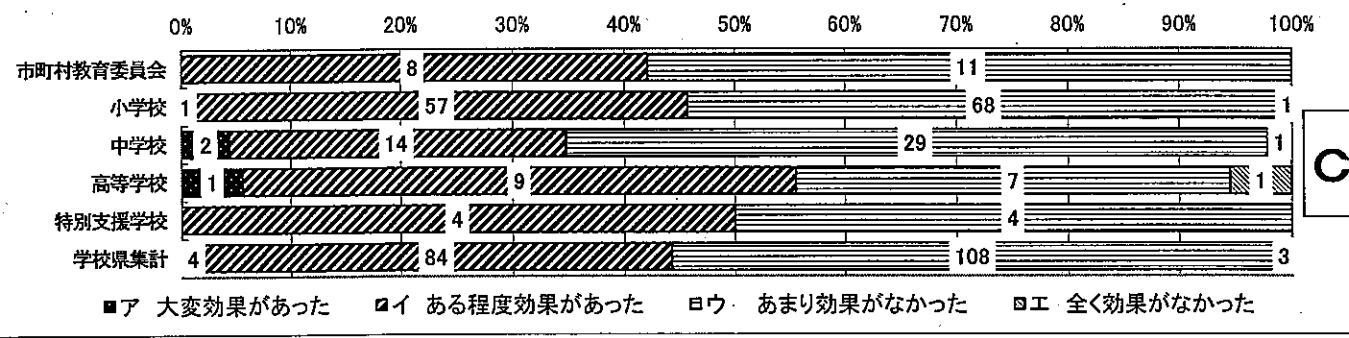
b

2(4)③ 鳥取県に愛着を持った人材の育成



b

2(4)④ 主体的に行動する人材の育成



c

【数値目標（平成25年度）】	20 (実績)	21 (実績)	22 (実績)	23 (実績)		24 (目標)	25 (最終目標)
▽情報モラル教育の実施 小学校：61.5% (H19) 中学校：80.0% (H19) 高校：100% (H19)	※- % ※- % 100 %	87.1% 95.0% 100%	90.6% 96.7% 100%	95.7% 96.7% 100%	↗ → ↑	→ → →	100% 100% 継続
▽環境教育全体計画の作成及び改善 小学校：48.6% (H19) 中学校：35.0% (H19)	54.6% 38.3%	58.3% 31.7%	60.4% 40.0%	61.2% 41.7%	↗ ↗	90% 90%	100% 100%
▽学校のTEASⅡ ・Ⅲ種（鳥 取県版環境 管理システム） 取得の促進 小学校：12.2% (H19) 中学校：15.0% (H19) 高校：41.7% (H19) 特別支援校：28.6% (H19)	11.4 % 13.3 % 54.2 % 57.1 %	13.7% 15% 62.5% 100%	15.1% 18.3% 70.8% 100%	15.1% 15.0% 91.7% 100%	→ ↘ ↗ ↑	22% 27% 100% →	25% 30% 100% 100%
全国学力学習状況調査質問紙調査より							
▽「新聞やテレビのニュース などに関心を持つ 児童生徒の増加」 小学6年： 中学3年：	61.0% 63.1%	65.1% 66.4%	64.0% 63.1%	× ×		→	肯定的な回答 率の増加
▽「今住んでいる地域の歴史や自然に ついて関心がある 児童生徒の増加」 小学6年： 中学3年：	43.4% 20.6%	43.4% 21.6%	- % - %	× ×		→	肯定的な回答 率の増加 (H22調査なし)
▽「人の役に立つ人間に なりたいと思う 児童生徒の増加」 小学6年： 中学3年：	93.0% 90.5%	93.3% 90.9%	95.3% 92.7%	× ×		→	肯定的な回答 率の増加
▽「人が困っているとき 、進んで助ける 児童生徒の増加」 小学6年： 中学3年：	77.5% 71.7%	81.3% 71.0%	82.4% 73.6%	× ×		→	肯定的な回答 率の増加
▽「今住んでいる地域 の行事に参加する 児童生徒の増加」 小学6年： 中学3年：	74.8% 43.5%	76.1% 43.7%	76.1% 43.9%	× ×		→	肯定的な回答 率の増加

※「×」はH23全国学力・学習状況調査が実施されなかったため、データなし。

2 「知」「徳」「体」のバランスの取れた学校教育の推進

(5) 幼児教育の充実

①幼児教育の充実

- 目 指 す と こ ろ
- ・ 接続事業や小学校教員の保育体験研修(長期社会体験)の成果を発信するとともに、特に長期社会体験研修者の活用を市町村とも検討する。
 - ・ 保育所への支援を充実し、園内研修体制が構築できるように、子育て応援課や市町村保育担当課との連携を進める。
 - ・ 県内市町村における幼保一体化の動きに対応した充実した幼児教育・保育を提供していくため、関係機関による検討委員会を設置し、幼稚園教諭・保育士研修のあり方を検討する。
 - ・ 子育て応援市町村交付金を活用した保育体制充実を促進する等、市町村における保育所への主体的な指導体制の確立について、引き続き市町村を支援する。

②子育て支援の充実

- ・ 各種事業の成果が具体的な各園の動きに繋がる取組となるよう工夫して、各種事業を引き続き実施する。
- ・ 保育所、幼稚園の園庭の芝生化を進め、園庭を活用した子育て支援活動の展開や保護者同士のコミュニティの活性化を図り、地域の子育て支援力を強化する。
- ・ 「認定こども園」の設置を促進する。

【 目指すところ 】	H23実績			H22実績		
	自己評価	関係者評価	数値目標	自己評価	関係者評価	数値目標
①幼児教育の充実	B	a	概ね順調	B	b	概ね順調
<ul style="list-style-type: none"> ・ 幼保小連携に関する研修会を実施するとともに、カリキュラムの接続の必要性が認識されるなど、地域の実態に応じた取組が進んでいる。 ・ 幼稚園教育・保育士研修のあり方検討委員会で、県内の幼児教育現場の現状や課題について共通認識を図ることができた。 ・ 私立幼稚園への訪問指導を行うとともに、研修の見直しに着手した。 						
②子育て支援の充実	B	b	概ね順調	B	a	概ね順調
<ul style="list-style-type: none"> ・ 預かり保育、園解放等の子育て支援活動に助成を実施した。 						

H 2 3 成果と課題

①幼児教育の充実

- ・ 長期社会体験研修の未実施市町村に対する働きかけをする必要がある。
- ・ H21年度から実施している幼保小連携教育推進研修会は、来年度も内容を充実させて実施する予定である。
- ・ 幼児教育振興プログラムの改訂については、原案を作成するとともに、幼児教育関係者による意見聴取が必要である。
- ・ 幼稚園教諭・保育士研修のあり方検討委員会の第1回を開催し、まず現状認識をすることができた。
- ・ 保育所への訪問指導を行うとともに、私立幼稚園への訪問指導も実施した。
- ・ 幼稚園教諭・保育士研修のあり方について検討を開始した。

②子育て支援の充実

- ・ 全ての園で預かり保育、未就園児への園解放等子育て支援を実施した。
- ・ H23年度に「認定こども園」が4園開園し、子育てに関する相談等子育て支援を実施した。
- ・ 「鳥取方式」により6園の私立保育所・幼稚園の芝生化を支援した。

H 2 4 対応方針

①幼児教育の充実

- ・ 長期社会体験研修者の活用と受け入れ幼稚園・保育所、所属小学校における接続カリキュラムの作成に係る支援策

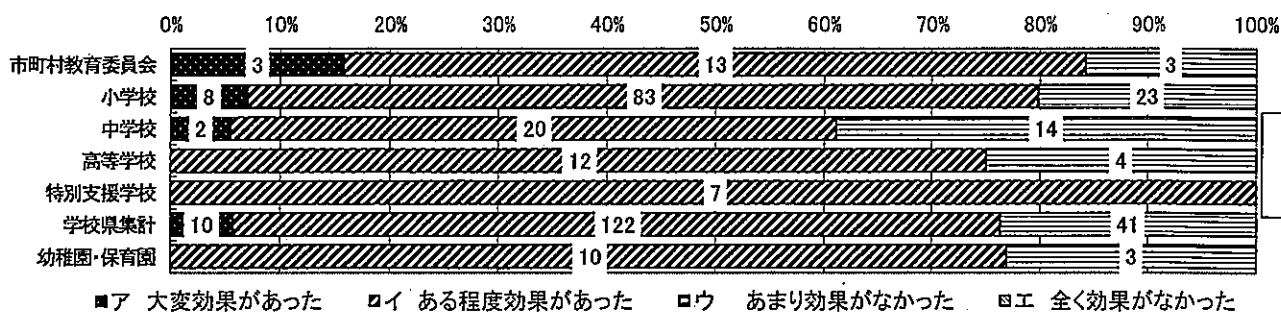
を検討するとともに、事例収集をして、県内に情報提供していく。

- ・長期社会体験研修の未実施市町村へ派遣を呼びかけ、その拡充を進める。
- ・国の幼保一体化への動きを見ながら、県の幼児教育振興プログラムの改訂を進めるとともに、幼稚園教諭・保育士研修のあり方を検討する。
- ・幼児教育専任指導主事を増員し、幼児教育充実に向けた体制強化を図るとともに、「鳥取県幼児教育振興プログラム」の改訂及び市町村への支援、関係部局との連携を推進する。
- ・県教育センターと連携を図りながら、第1回幼稚園教諭・保育士研修のあり方検討委員会が出てきた諸課題への対応を検討する。
- ・幼稚園教諭、保育士研修のあり方検討委員会の第1回の検討結果を踏まえ、引き続き保育士養成のあり方検討委員会において、研修のあり方の見直しを行う。
- ・市町村保育リーダーを配置する等、市町村における保育所への主体的な指導体制の確立について、引き続き市町村に働きかけていく。

②子育て支援の充実

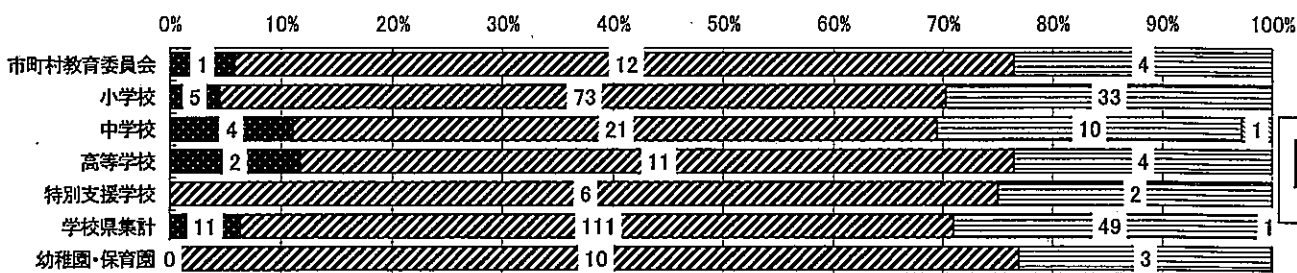
- ・各園の具体的な動きに繋がる取組となるよう工夫しながら、各種事業を引き続き実施する。
- ・私立幼稚園代表者会等において私立幼稚園に対して認定こども園に関する説明・情報提供を行い、認定こども園の設置を促進する。
- ・公立・私立の保育所・幼稚園の園庭を「鳥取方式」により芝生化を促進する。

2(5)① 幼児教育の充実



■ア 大変効果があった □イ ある程度効果があった □ウ あまり効果がなかった □エ 全く効果がなかった

2(5)② 子育て支援の充実



■ア 大変効果があった □イ ある程度効果があった □ウ あまり効果がなかった □エ 全く効果がなかった

【数値目標（平成25年度）】	20 (実績)	21 (実績)	22 (実績)	23 (実績)		24 (目標)	25 (最終目標)
▽小学校教員による保育所・幼稚園での保育体験研修の実施	3市町村	6市町村	8市町村	11市町村	↗	→	全市町村 (19市町村)
▽幼稚園、保育所、小学校の連絡協議会の設置や、教職員の交流の機会の設定	※ -	※ -	※ -	79.1%	↗	→	全ての小学校区
▽「子どもの育ちを支えるための資料（保育所児童保育要録）」の作成と小学校への送付 (平成22年度以降に就学する児童から対象)	-	100%	100%	100%	↑	100%	100%
▽認定こども園の設置	0施設	0施設	0施設	4施設	↗	→	9施設(H26)
▽学校評議員制度(類似制度を含む)の設置率 ＜H19末＞幼稚園：44.4%	6園 66.7%	7園 77.8%	7園 ※87.5%	7園 100%	↑	→	100%
学校評価制度							
▽自己評価<H18末> 実施率 幼稚園：75% 公表率 幼稚園：33.3%	100% 100%	100% 100%	87.5% 87.5%	100% 85.7%	↑ →	→	100% 100%
▽学校関係者評価 <H18末> 実施率 幼稚園：0% 公表率 幼稚園：0%	33% 33%	67% 56%	87.5% 75.0%	100% 71.4%	↑ ↓	→	100% 100%

※「幼稚園、保育所、小学校の連絡協議会の設置や、教職員の交流の機会の設定」のH20, 21, 22実績については、未調査であり、H23実績からは「学校教育実施状況調査」で実態を把握する予定。

2 「知」「徳」「体」のバランスの取れた学校教育の推進

(6) 特別支援教育の充実

- 目指すところ
- ①自立と社会参加の促進を目指した教育環境の整備
 - ・知的障がいのある軽微な児童生徒への職業教育と発達障がいのある児童生徒への支援の充実を主要な課題として取り組む。▽知的障がい特別支援学校における教育の充実 →高等特別支援学校の設置（H25、4月開校予定）
 - ・県立特別支援学校における学習指導や進路指導に関する事業を裁量予算化することにより、各学校の課題解決の取組を支援する。
 - ②特別支援学校のセンター的機能の推進
 - ・発達障がい教育拠点（通級指導）の指導形態（巡回指導等）を工夫し、発達障がいのある児童生徒への指導の充実を図る。
 - ・各教育局の「特別支援教育担当」や「LD等専門員」と連携しながら、地域の小・中学校等の現状と課題を把握し、特別支援学校の専門性を発揮するようセンター的機能の充実を図る。
 - ③幼稚園・保育所、小学校、中学校、高等学校での指導・支援の推進
 - ・「特別支援学級担任のための手引」や「通常の学級における特別支援教育」の手引等をもとに、管理職研修を実施し、特別な支援を必要とする児童生徒への指導・支援の充実に取り組む。
 - ・特別支援学級担任への研修会を実施し、課題に応じた指導・支援の充実に取り組む。
 - ④「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」を活用した指導の推進
 - ・一貫した支援を継続するために「個別の教育支援計画」等をツールとした校種間等の引継の推進及び引継に係るシステム作りの推進を図る。
 - ⑤発達障がいを含む障がいのある児童生徒等の一貫した指導体制の確立と関係機関との連携の充実
 - ・県内の3地域をグランドモデル地域及び推進地域に指定し、特別支援教育の体制整備に係る取組を推進し、他地域への普及啓発を図る。（特に、高等学校課と連携し、高等学校における発達障がいのある生徒への支援の充実を図る）
 - ・市町村教育委員会の就学指導担当者を対象とした就学指導に関わる研修会等を実施し、適切な就学についての更なる理解と推進を図るとともに、市町村の関係部局（福祉・保健等）との連携強化を図る。
 - ⑥移行支援の充実
 - ・ジョブコーチセミナーへの教員派遣の継続により、就労支援スキル保持者の拡充に取り組む。
 - ・各圏域に配置した就労サポーターによる職場開拓に向けた取組の拡充を図る。
 - ・県立学校に知的障がい者等を雇用し、校内における様々な業務に従事することにより、就労へ向けて必要なコミュニケーション能力や各種技能等の習得を図り、民間企業等への就労促進を図る。
 - ⑦教員の専門性の向上
 - ・免許法認定講習の受講者を、引き続き常勤講師及び非常勤講師も対象とする。
 - ・「特別支援学級担任のための手引」並びに「通常の学級における特別支援教育」の活用を進める。
 - ⑧保護者支援の充実
 - ・県立特別支援学校での通学支援として、通学バスの運行、通学支援職員の配置、遠距離通学支援に対する助成を継続。
 - ・日常的に医療的ケアを必要とする児童生徒に対して、引き続き、学校看護師を配置し、医療的ケアを実施する。
 - ⑨特別支援教育の普及啓発
 - ・保護者及び学校関係者、県民等を対象に説明会や語る会等を開催し、特別支援教育に係る取組等の理解・啓発を進める。

【 目指すところ 】	H23実績			H22実績		
	自己評価	関係者評価	数値目標	自己評価	関係者評価	数値目標
①自立と社会参加の促進を目指した教育環境の整備	B	a	概ね順調	B	a	概ね順調

- ・高等特別支援学校設置に向けて、選抜方針、教育内容について検討を進めている。
- ・学校裁量予算（指導充実費）の目的に沿った取組の実施を働きかけている。

②特別支援学校のセンター的機能の推進	B	a	概ね順調	B	a	概ね順調
・発達障がい教育拠点において、高等学校への支援を開始。教育相談、通級指導等の体制の充実を進めている。						
③幼稚園・保育所、小学校、中学校、高等学校での指導・支援の推進	B	a	概ね順調	B	a	概ね順調
・特別支援教育の充実を図るため、手引等を活用した研修会を開催した。						
④「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」を活用した指導の推進	B	a	概ね順調	B	a	概ね順調
・中学校から高等学校への移行及び高等学校での支援を充実するためのシステム作りに向けた検討が必要である。 ・今年度、中高間で「個別の教育支援計画」や情報が引き継がれた事例が大幅に増加し、入学当初からの指導に活用されている。						
⑤発達障がいを含む障がいのある児童生徒等の一貫した指導体制の確立と関係機関との連携の充実	C	a	やや順調でない	C	b	やや順調でない
・中学校から高等学校への移行及び高等学校での支援を充実するためのシステム化を開始したところであり、取組の継続が必要である。						
⑥移行支援の充実	B	b	概ね順調	B	b	概ね順調
・ジョブコーチセミナーへの教員派遣及び就労サポーター等による職場開拓等を継続して実施した。						
⑦教員の専門性の向上	B	a	やや順調でない	B	a	概ね順調
・特別支援学校における免許状保有率が微減しているが、免許法認定講習の対象者を広げることで、積極的な受講勧奨による参加者が増加している。						
⑧保護者支援の充実	B	b	概ね順調	B	b	概ね順調
・語る会の開催等により保護者等のニーズを把握した。福祉との連携による保護者の相談支援体制の整備の充実が必要である。						
⑨特別支援教育の普及啓発	C	b	やや順調でない	B	a	概ね順調
・保護者等広く一般市民を対象に開催している「特別支援教育を語る会」などで、参加者の減少・固定化の傾向が見られる。特別支援教育について、より広く普及啓発を進めるため、取組の現状及び効果を分析し、改善・充実することが必要である。						

H 2 3 成果と課題

①自立と社会参加の促進を目指した教育環境の整備

- ・県立高等特別支援学校については、H25年4月開校に向けて、施設整備、選抜方針作成等の準備を進めている。
- ・本年度より各学校における特色ある取組を推進するため、学校裁量予算（指導充実費）の制度を設けて各校の教育課題等の解決に向けた取組の検討を働きかけている。
- ・就職を希望する生徒の増加や現場実習先・雇用先の拡大を目指し、特別支援学校就労促進事業に取り組み、知的障がい特別支援学校生徒の就労率の向上につなげている。

②特別支援学校のセンター的機能の推進

- ・地域の小中学校等におけるニーズに応じた特別支援学校のセンター的機能の充実を図るため、特別支援学校管理・運営事業（特別支援学校地域支援推進事業）に取り組み、学校や保護者等への相談や研修会を実施することにより、特別支援教育の理解や学習指導の充実が図られているが、教員の専門性の向上が課題である。

③幼稚園・保育所、小学校、中学校、高等学校での指導・支援の推進

- ・管理職を対象に、校内体制の充実等を図るため、特別支援教育の視点を取り入れた学校経営の実践に係る研修が必要である。
- ・各教育局等と連携して、引き続き、「特別支援学級担任のための手引」を活用しながら、特別支援学級担任（担当）に対して、それぞれの学級の実態に応じた教育課程等について具体的な助言を行い、指導の改善を図る必要がある。
- ・巡回相談や依頼相談、校内研修会等の機会を捉えて、「通常の学級における特別支援教育」（冊子）の活用について

啓発を図ることが必要である。

- ・引き続き、高等学校における「発達障がいのある生徒への支援の充実」に向けた研究の推進等を行っていくことが必要である。

④「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」を活用した指導の推進

- ・昨年度末から「個別の教育支援計画」をツールとした中学校から高等学校への引継ぎのシステム化に取り組みはじめたところ。今後、個別の教育支援計画の作成・活用をより充実させる必要がある。
- ・個別の教育支援計画の作成に保護者の協力が必要であるが、保護者の協力が得られにくい状況。保護者支援の充実を進めるために、関係機関との連携について各学校へのさらなる啓発を進め、理解を求めることが必要である。
- ・昨年度、中高間での情報の引継ぎのシステム作りに取り組んだ成果もあり、今年度は「個別の教育支援計画」や情報の引継ぎのあった入学者の割合が大幅に増加した。

⑤発達障がいを含む障がいのある児童生徒等の一貫した指導体制の確立と関係機関との連携の充実

- ・県立特別支援学校（白兔養、倉養、県米養）に発達障がい教育拠点（通級指導教室）を設置したことにより、通級指導教室の単独設置が難しい市町村に在籍する児童生徒への指導・支援を行うことができる。また、通級指導教室で学習した方法や使用している教材等が在籍校や家庭でも使え、通常の学級及び家庭において、よりよい支援につながっている。
- ・昨年度から取り組みはじめた中学校から高等学校への引継ぎに係るシステム化の効果等について、年度当初に県立高等学校の状況を把握した結果、成果を確認できた。
- ・市町村教育委員会の就学指導担当者等を対象に就学指導連絡協議会を開催し、発達障がいを含む障がいのある児童生徒等の適切な就学についての理解を図っている。協議会の参加者からは、5歳児健診等の情報の共有が十分でないなどの意見が出されており、就学に係る幼稚園・保育所と小学校との連携をさらに進めていくことが課題である。
- ・県内の3地域（グランドモデル地域及び推進地域）に就学指導コーディネーターを配置し、特別支援教育の体制整備に係る取組を行った成果として、関係機関との連携及び校内支援体制の強化につながっている。一貫した指導・支援の充実のためにもコーディネーター的機能と役割を担う域内の推進役の配置等が課題である。
- ・国の動向を見ながら、「就学の在り方」について、市町村教委への情報提供並びに県教委の役割について検討していく必要がある。

⑥移行支援の充実

- ・ジョブコーチセミナーへの派遣や就労サポーターの配置など継続して取り組み、実習先や職場の開拓を実施した。
- ・各圏域で特別支援学校が中心となり、「就労促進セミナー」を開催し、特別支援学校生徒の就労に対する企業等の理解を図る取組を実施した。
- ・引き続き、福祉や労働部局と情報の共有を図り、連携協力しながら、さらなる就労支援に向けた取組の検討が必要である。

⑦教員の専門性の向上

- ・免許法認定講習の受講対象者を非常勤講師にも拡充して開催したことにより、小中学校等からの受講者が大幅に増加した。受講を通して、特別な支援を必要とする児童生徒への適切な対応への意識・意欲の向上を図っている。
- ・引き続き、「特別支援学級担任のための手引」や「通常の学級における特別支援教育」（冊子）を活用しながら、障がいの特性の理解や授業等の改善に向けた取組の検討が必要である。
- ・特別支援教育に係る各校種に求められている教員の専門性の向上に向けた取組の検討が必要である。

⑧保護者支援の充実

- ・通学支援については、通学バスのほか、通学支援職員の配置、遠距離通学支援に対する助成及び学校看護師の配置を継続した。
- ・特別支援学校PTAの代表者との話し合いの会の開催等、保護者との連携を図るように努めている。
- ・語る会等における保護者の多様なニーズへの対応について、整理した上で検討が必要である。
- ・保護者支援の充実を進めるために、関係機関との連携について各学校へのさらなる啓発を進め、理解を求めることが必要である。

⑨特別支援教育の普及啓発

- ・関係部局（課）と連携しながら、特別支援教育に係る取組等について、機会を捉え（説明会や語る会等）、理解・啓発に努めている。
- ・特別支援教育の推進に向けて県民に対する理解を深めるための取組の充実が必要である。（情報発信や語る会の在り方等）

H24 対応方針

① 特別支援学校における教育の充実

- ・各生活圏域において、できる限り身近な地域で、一人一人のニーズに応じた適切な指導及び必要な支援を受けることができるよう教育環境の整備に努める。
- ・県立高等学校特別支援学校については、H25年4月開校に向けて、施設整備、入学者選抜の実施等、学校運営に必要な準備を進める。
- ・学校裁量予算（指導充実費）の制度を活用した課題等の解決に向けた取組の検討を働きかけることにより、各学校における特色ある取組を推進する。
- ・地域の小中学校等におけるニーズに応じた特別支援学校の役割について検討する。（支援会議への参加、関係機関

との調整、個別の教育支援計画の作成 等)

- ・発達障がい教育拠点を設置している特別支援学校において、引き続き小・中・高等学校（研究指定を中心に）への指導・支援を行う。
- ・ジョブコーチセミナーへの派遣や就労サポーターの配置など継続した取組により実習先や職場の開拓を実施していく。
- ・特別支援学校が中心となり、各圏域で開催している「就労促進セミナー」等を通じて情報を発信し、特別支援学校生徒の就労に対する企業等の理解を図る。
- ・福祉や労働部局と情報の共有を図り、連携協力しながら、特別支援学校生徒の就労支援に向けた取組を検討する。
- ・通学バスの運行、通学支援職員の配置、遠距離通学支援に対する助成などの通学支援の取組や学校看護師配置といった医療的ケアの充実に向けた取組を継続する。

②幼稚園（保育所）、小学校、中学校、高等学校における特別支援教育の充実

- ・特別支援教育に対する校内体制の充実等を図るため、管理職を対象とした特別支援育の視点を取り入れた学校経営の実践に係る研修の在り方を検討する。
- ・各教育局等と連携して、「特別支援学級担任のための手引」を活用しながら、特別支援学級担任（担当）に対して、それぞれの学級の実態に応じた教育課程の編成等について具体的な助言を行い、指導の改善を図る。
- ・「通常の学級における特別支援教育」（冊子）の活用を進めるため、巡回相談や依頼相談、校内研修会等の機会を捉えて啓発を図る。
- ・個に応じた指導の充実を図るため、通級指導教室の設置及びその在り方等について今後の方向性を検討する。
- ・特別な支援が必要な生徒の一貫した指導・支援をつなげるため、中学校から高等学校への情報引継を充実させる。

③発達障がいを含む障がいのある児童生徒等の一貫した指導体制の確立と関係機関との連携の充実

- ・高等学校における「発達障がいのある生徒への支援の充実」に向けた研究指定校の取組の充実を図るとともに、引き続き、特別支援教育課と連携しながら、発達障がいのある生徒への支援の在り方について検討する。
- ・市町村教育委員会の就学指導担当者及び市町村の母子保健担当部局担当課等を対象に就学指導連絡協議会を開催し、発達障がいを含む障がいのある児童生徒等の適切な就学についての理解を図るとともに、連携のあり方について情報提供を行う。
- ・県内の市町村が行う特別支援教育の体制整備に向けたモデル的な取組の実施を支援するとともに、一貫した指導・支援の充実のための小中学校におけるコーディネーター的機能の在り方について検討する。
- ・インクルーシブ教育システムの構築に向けた国の動向を踏まえながら、今後の「就学の在り方」について、県教委の役割等を検討するとともに、市町村教育委員会への情報提供を行う。
- ・障がいの受容や児童生徒・保護者の抱える不安を軽減するため、関係機関との連携強化や相談支援体制の整備に向けた検討をする。

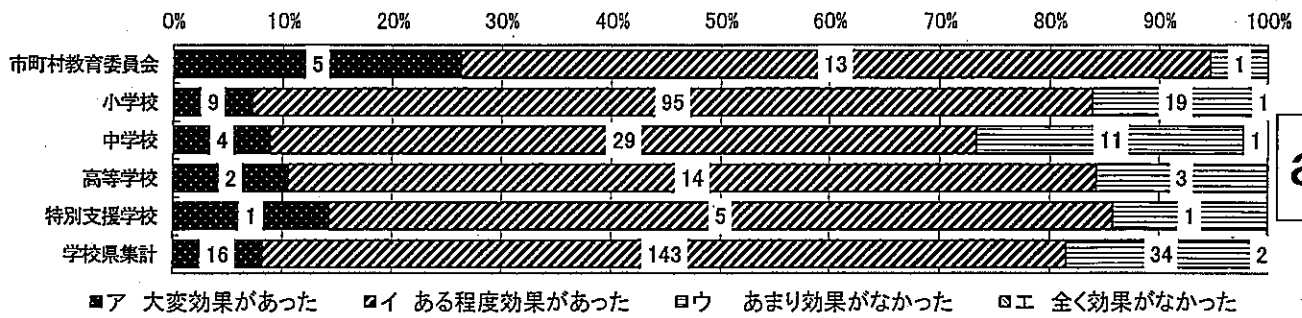
④特別支援教育の普及啓発

- ・障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒との交流及び共同学習を実施し、相互理解を深める取組の充実を図る。
- ・関係部局（課）と連携しながら、説明会や語る会等を通じて特別支援教育の推進に向けた取組等についての理解・啓発に努める。
- ・保護者支援の充実に向けて、各学校において関係機関との連携を図り、地域住民への理解を進める。

⑤教員の専門性の向上

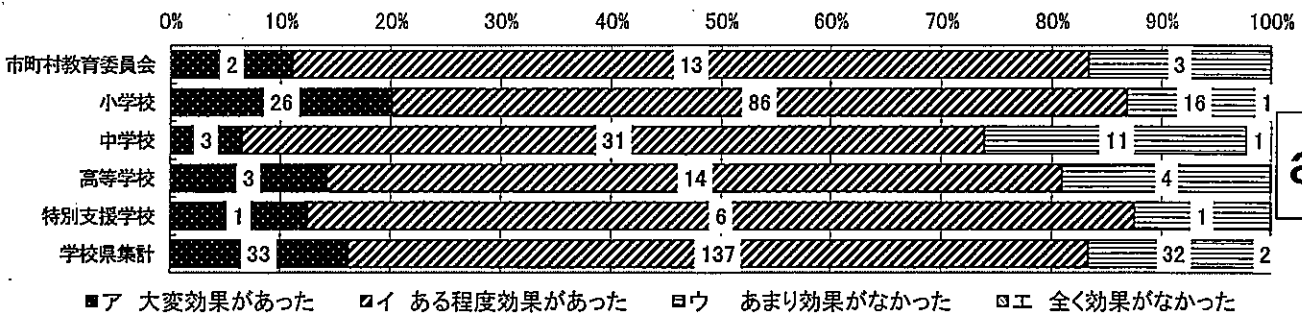
- ・免許法認定講習を開催して特別支援教育に携わる教員の専門性の向上を図る。
- ・「特別支援学級担任のための手引」や「通常の学級における特別支援教育」（冊子）を活用しながら、障がいの特性の理解や授業等の改善に向けた取組を進める。

2(6)① 自立と社会参加の促進を目指した教育環境の整備



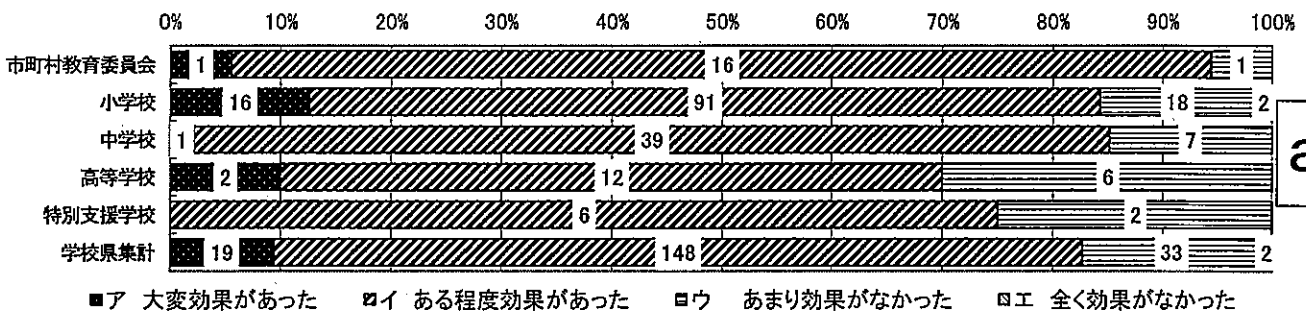
a

2(6)② 特別支援学校のセンター的機能の推進



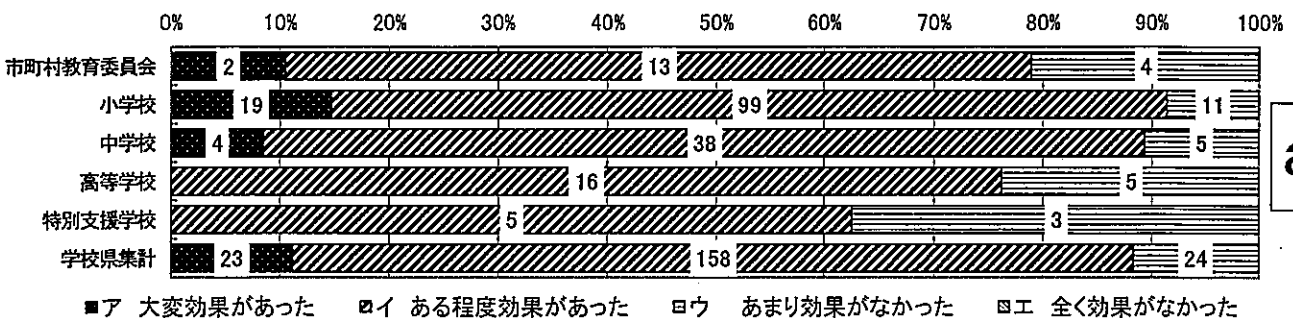
a

2(6)③ 幼稚園・保育所、小学校、中学校、高等学校での指導・支援の推進



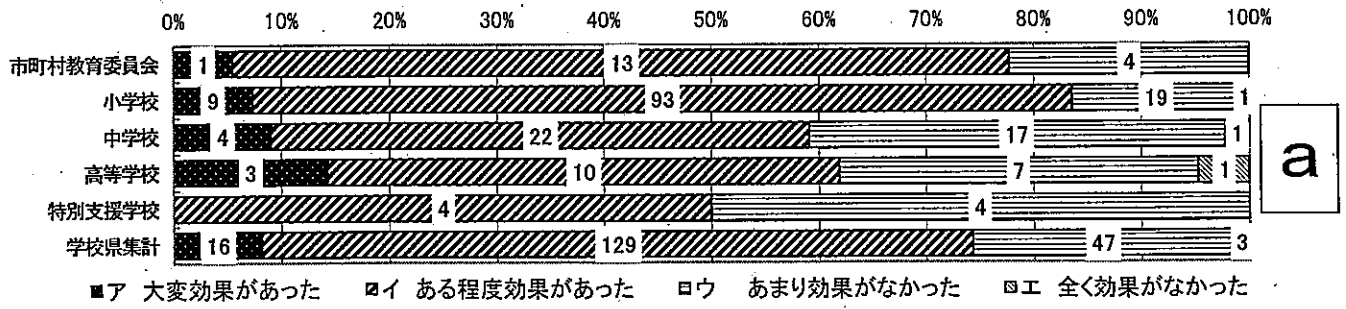
a

2(6)④ 「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」を活用した指導の推進

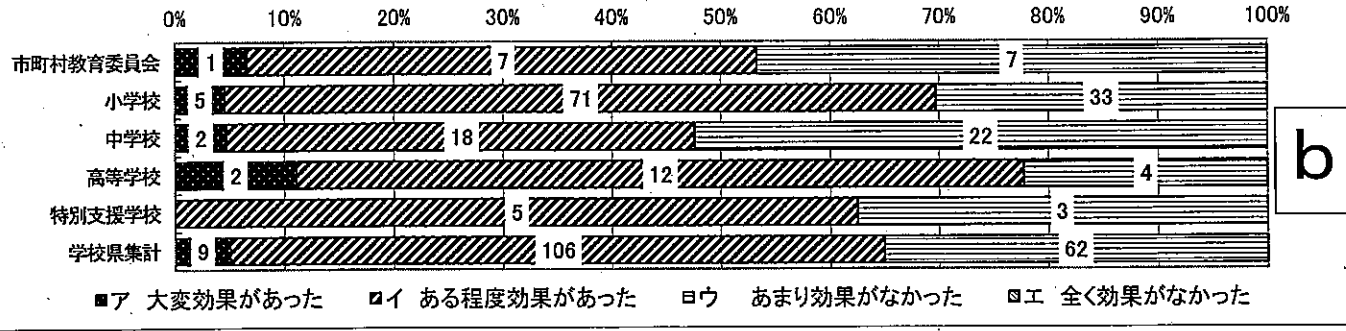


a

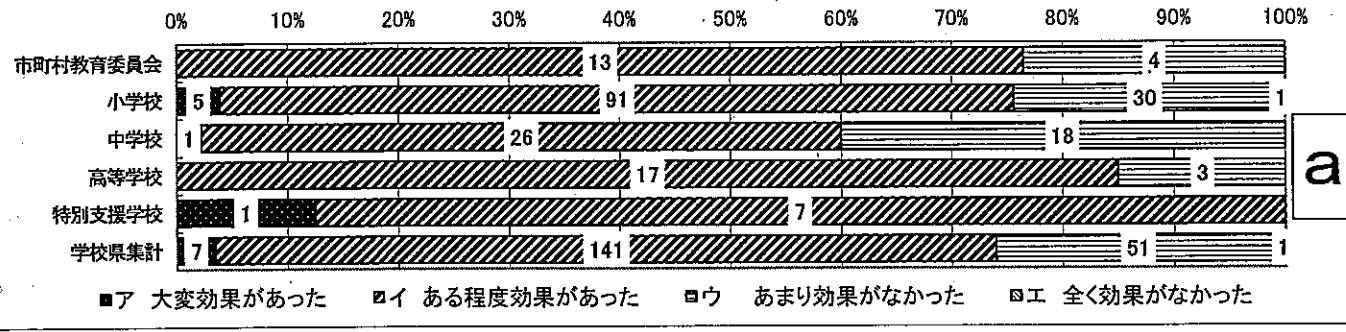
2(6)⑤ 発達障がいを含む障がいのある児童生徒等の一貫した指導体制の確立と関係機関との連携充実



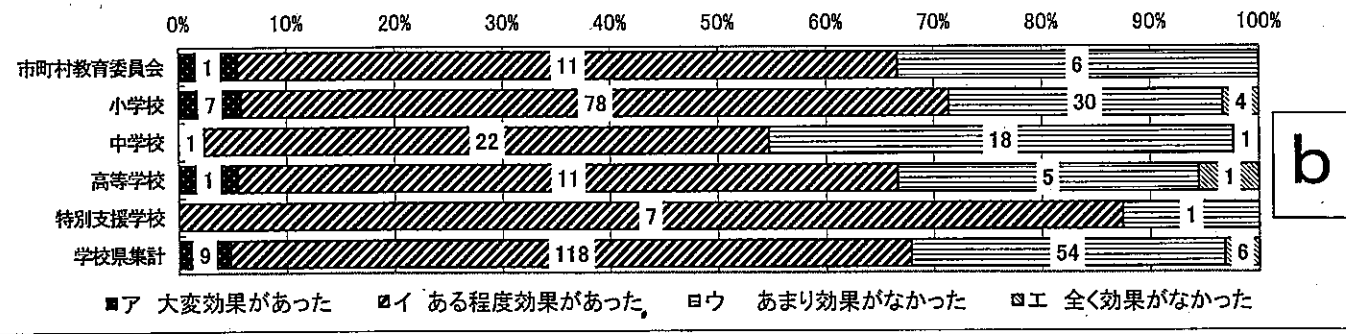
2(6)⑥ 移行支援の充実



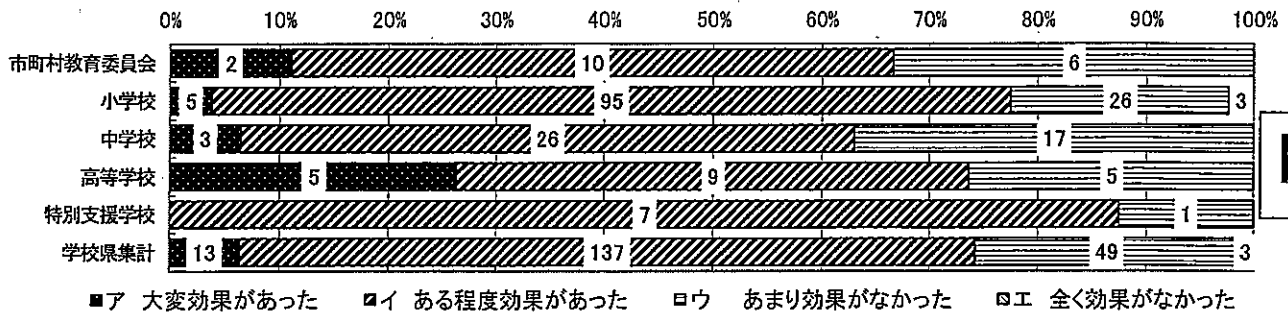
2(6)⑦ 教員の専門性の向上



2(6)⑧ 保護者支援の充実



2(6)⑨ 特別支援教育の普及啓発



b

【数値目標（平成25年度）】	20 (実績)	21 (実績)	22 (実績)	23 (実績)		24 (目標)	25 (最終目標)
▽個別の教育支援計画の作成 (H20公立幼・小・中・高)	27.3%	58.6%	75.2%	80.3%	↑	→	80%
▽個別の指導計画の作成 (H20公立幼・小・中・高)	84.9%	89.4%	90.2%	95.3%	↑	→	100%
▽特別支援学校高等部（専攻科含む） 卒業生の就職希望者の就職率の向上 (H19:50%)	71.4%	70.8%	79.1%	88.9%	↑	→	75%以上
（特別支援学校高等部（専攻科含む） 卒業生の就職率の向上(H19:17.5%))	28.0%	30.1%	28.3%	42.5%	↑	→	30%以上
▽特別支援学校教職員の該当障がい種に関する特別支援学校免許状保有率の向上	79%	78%	74.3%	71.7%	↓	→	90%以上
▽特別支援学級教員の該当障がい種に関する特別支援学校免許状保有率の向上	38%	39.5%	41.2%	38.7%	↓	→	40%以上